

92
100

菅公遺著
須磨記
岩田友晴註解
全

025507-000-5

92-100

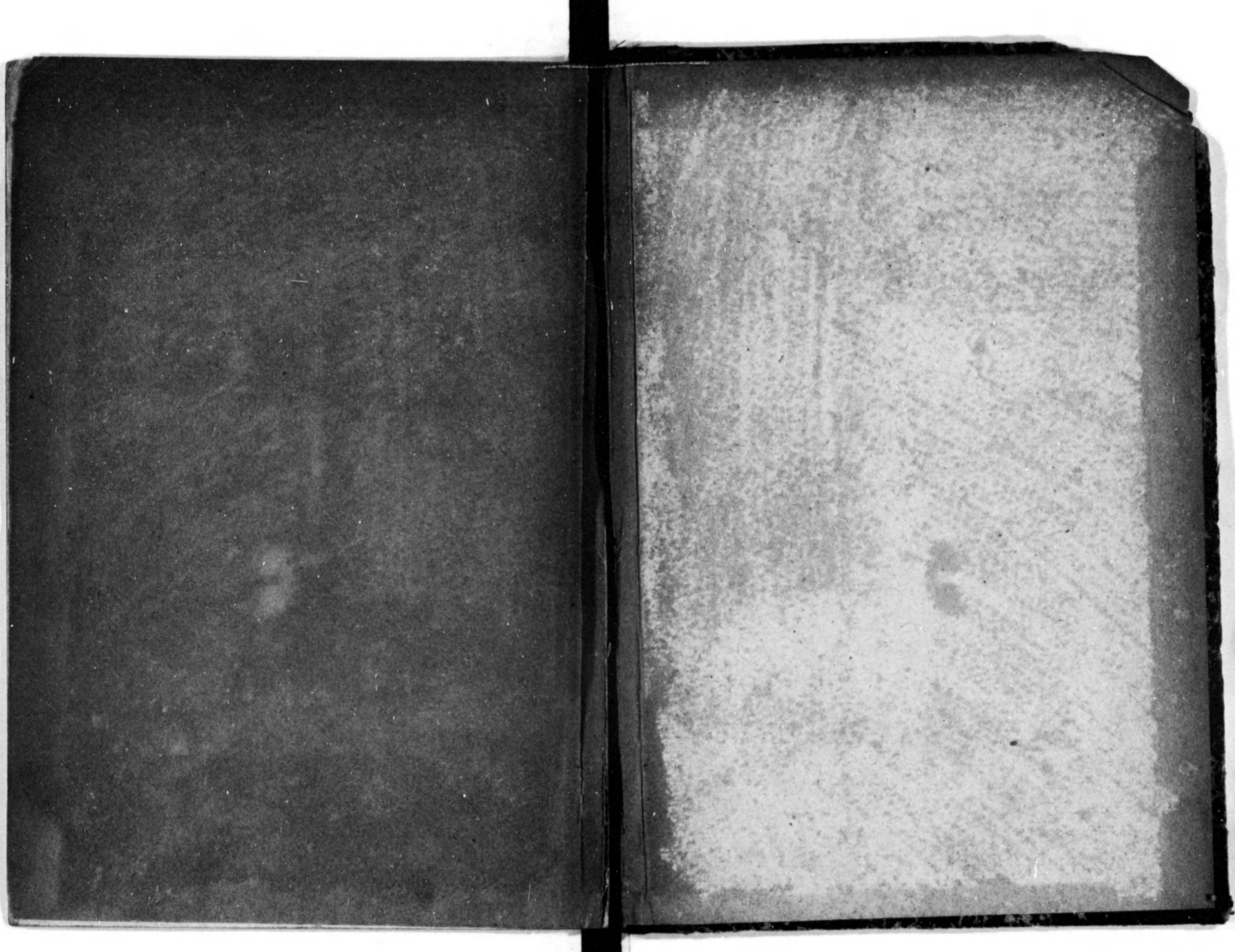
須磨記

宮地 又太郎 / 著

M35

ADC-2972





92-100

自序



予近こみ松岡之達かあらはせる結駝録を求む、ふるき事さまさ
 を書集めたるものなり、ある時由良時謙に見せければ、讀終りて
 話のけるに我家に秘藏する菅公左遷の節の記とて一卷あり何
 と題せる名なし、かの書中に白太夫のことを記して、菅相丞筑紫
 流謫の時須磨記一卷を作り、京より須磨までの事を記す其
 中に白太夫は伊勢の御師なり、上京すればかならず菅公の家に
 留止せり、流謫のとき上京して居しゆへ須磨まで送り奉ること
 を記せり、これによりて考ふればこれを須磨の記なるべしと筐
 の中よりとり出して見せぬ、つゝしみて捧讀に古きことの葉の
 み綴りたまびたれば、たやすくその深意を得がたし、只惜むべく
 は本書筆の運びつたなく、ついであやまり多かるやうにたはゆ



れども我さへに及ばぬわざなれば、先づ句讀を點し須磨記と題しぬ、學業のいとまに、其言葉をかれこれの書より稽へ、なをしも解さることはゆく／＼同志にはからんと思ふのみ

寛政四のとし長月

岩田友瑠識

須磨記序

延喜元めの年は天地命を革むるの時なればにや、菅原道真公つゆの過もましまさで、讒の言の葉にかゝらせ、太宰權帥にうつされ、不知火の筑紫に下りたまふ御心のうちいと便なうやたはされむ、都より須磨までの道すから、書捨てたまふ御筆のすさみをなむ、こゝろなき身の見るに泪の媒となる、こゝに、五十勢の國松坂てふに、古事記を學ぶくす師ありて、玉ちはふ神代の卷も、正語てふつらにくき文章をいたし、勅詔のたうとき御撰の書記を破して、古事記を葦原の中に八重葎の生ひ茂るか如くせむとす、皇國の道の仇さやいはむ、敵とやせむ、かの菅神の書捨てたまふもさかなきこゝろより偽りなど渠かこと葉を實とし、同じ心のたろかなるを多かりき、さあるに越の中國に世々の干城たる成田

氏観音は吾 神國の道をたうとみ、文出の法に精しく彼 神の
 流を汲み、奇を幽闇のうちに授りて妙を顯明に發す、美盡せり善
 もまた盡せり、彼ぬし 昔神の睦月二十日都を立出たまひしを
 したひ、文化六のとし其月日をたかへず、須磨にかりの舎をもと
 めてしかすかの文書の埋れんをかなしみ、道に游の人に弘む、彼
 観音、が志は礪石の巖となりて千代も盡きす、この 神の恵は天
 下に残りなく仰かさらめかも。

文化六己巳とし如月日

秀穂舎主人

凡言

此記ハ菅公自ラ筆トリテ、天皇ニ仕ヘ玉フヨリ、讒言ニ遇ヒ筑紫ヘ左遷セヲレ、須
 磨ノ關マデノコトヲ記シ玉ヘバ、須磨記ト名ヅクト云ヘ非ナリ、此記ニハ須磨關
 ヨリ西播州ノ室津ノコトアリ、然ルニ須磨記ト申ハ、住マヌ氣ト云意ナリ、又清マ
 ヌ氣トモ云意アリ、或ハ清眞ノ記ト云義カ、菅公ノ御歌ニ、霄の間や都の空にすみ
 もせで心つくしの有明の月此意ニテ題スルモノナリ。
 七ノ罪ト云モ外人ノ一寸知ラヌヲナリ、世ニ左遷ヲ時平ノ讒言ニヨルト云ハ俗
 説ナリ、今世マテモ神ニ崇マレ玉フ御方ノ何トテ讒言ニヨランヤ此ハ真道ノ爲
 メナリ。

群書一覽ノ内須磨記ヲ偽作トセシカ如キハ凡慮ニシテ及バザルモノナリ。
 此記凡三段ニ書テアリ、初メ昌泰二柱ト云ヨリ末年ナリ、次ニ白太夫ト云ヨリ申
 年ナリ、次ニコトシイカニゾヤト云ヨリ酉年ナリ。
 一本紫墨ニテ加筆ノ本アリ、其違メヲ今コ、ニ紫書ト舉ルナリ、其書際英按ニト

アリ、際英ハ何國ノ人タルヲ知ラズ。

享和元年辛酉正月

岩田友晴述

本書の刊行に就て

宮地 葉 天述

往ぬる年の夏、偶吾友岩田鬼一郎君許訪ひける日、君の祖先洞明先生の註解菅公須磨記一本をしめされぬ、讀みもてゆくに、註釋者自らは、先づ深く菅公の威徳に歸依し、時に偏見と思はるゝふしもなきにあらねど、不學なる吾等には批判すべくもあらず、只識者に質し、世に紹介するの値ありとこそ覺ゆるのみ、もと洞明先生岩田友晴大人は醫師にて、前に加州侯に仕へ後に勢州に移り、龜山藩典藥頭に任せられ、韻備たりきと聞くのみ、其性行だに審ならねど、本書の紙尾に自著目録の存する次の如し

岩田洞明先生著書目録

古歌註釋	全一冊	聲母傳	全十九冊	松濤園集	全一冊
漢譯須知	全二冊	古名考	全三冊	常名類考	全二冊
期天時至	全五冊	運氣譜	全一冊	詠歌本紀考證	全一冊
食治纂言	全一冊	太虛月	全三冊	詛眞人文字	全一冊
非嘲論難	全一冊	名物眞語	全一冊	眞道應響	全五冊

精光神明論	全二冊	真語	全三冊	眞道原始	全五冊
物種鑑	全三冊	菅家百首解	全一冊	姓氏錄撮要	全三冊
彥言集	全二冊	國郡正義	全廿冊	外國得意論	全一冊
綠野服	全一冊	古倭地名箋	全四冊	音義集覽	全一冊
奇字說	全三冊	古文奇字集	全三冊	神字眞傳	全一冊
物寶考	全三冊	花押訣	全一冊	神風餘韻	全五冊
內經譯談	全十八冊	運氣伐柯	全二冊	解體譜	全五冊
藏象眞說	全一冊	經脉示兒編	全一冊	氣穴明辨	全三冊
少彥合意	全五冊	神文講義	全一冊	學要講義	全一冊
四極經解	全二冊	中止身之稜	全三冊	俗耳砭針	全四冊
古事記考證	全三冊	神代記本記	全六冊	百の里道	全一冊
神音素見	全三冊	眞音辨	全十冊	音經	全六冊
韻鏡照法	全七冊	神字辨	全一冊	神代字轉	全六冊
神字遺習	全三冊	朴室文集	全三冊	菅公須磨記解	全一冊
眞正樂記	全十二冊	五音調同論	全一冊	魏樂社盟	全一冊
夢一時	全一冊	千說定位	全五冊	催馬樂講述	全一冊

正名記評	全五冊	吾見話	全五冊	利見草	全五冊
假嬰鈔	全二冊	雜伎考	全四冊	舊事本紀考證	全十冊
氣候辨	全二冊	伊勢物語本義	全二冊	神鍼秘訣	全一冊
三章經解	全三冊	醫師能應徵	全六冊	藥科辨正	全二冊
神教經解	全二冊	宗德經解	全二冊	日本書記考證	全卅冊
譯語必讀	全七冊	方言類聚	全一冊	方言紀聞	全四冊
松落葉	全二冊	妍哉遺響	全一冊	空穗物語眞說	全三冊
明石三郎說	全三冊	唐詩韻轉	全一冊	大和物語辨	全二冊
唐詩併看	全一冊	唐詩人名類考	全一冊	宇治物語考	全五冊
唐詩年譜	全一冊	唐詩偶對	全一冊	唐詩字轉	全一冊
換骨奪胎	全一冊	今昔物語考	全五冊	楊花非柳絮辨	全一冊
忌加物語	全三冊	求神餘言	全三冊	唐詩併看題意	全一冊
倭名鈔考	全廿冊	跡追語	全四冊	神代系譜	全一冊
寶舟	全二冊	化元鏡	全五冊	王神明眞話	全一冊
蝦夷記	全一冊	唐詩作者名次	全一冊	調同神語	全一冊
時津風	全五冊	醫綱本紀解	全三冊	明醫發機	全三冊

日宮紀行	全一冊	國府巡覽	全一冊	樂社祭式	全一冊
大麻寶富記	全五冊	音韻百轉法	全一冊	神仙傳	全四冊
神遺方註釋	全三冊	天雲開始	全二冊		

六

茲を以て大人は、いかに博覽強記の人たりしかは知るに難からず、今にして反す
 々も惜むべきは、斯の如き數多の著述をして、後の心なき人のために、壁襖の下張
 に用ひ捨てたりといふも是非をけれ、本書と共に篋底に存せし數冊は、之を皇典
 講究所へ納付せしめたるは、せめてもの心遣なりし。

近時漸く學者によつて、菅公の事蹟を討究されたる、多くの著述も見ゆれど、本書
 の世に在るを漏したるはいかにぞや、彼の偽作なりといひけるを信すべからん
 には、ちほ詮鑿の要あらんに。

群書一覽の所謂須磨記なるものは、果して本書を指せるにや、夫さへも定かなら
 ず。

曾つて本居宜長大人の偽作と謂ひしも何の據りどころありてや、本書文辭拙な
 しといへる或は然らんも、菅公の著述に此體のものなし、彼是對照の便をくんば、

何を以つて菅公の筆にあらずといふか、唯恐るゝは幾たびか謄寫の際、多くの誤
 謬を傳へたるなきやの一事とす。

本書原本は略字にて讀み易からず、殊に誤寫脫字の少からざるを憂ふるは、註釋
 者の筆にあらざるを以つてなり、又間々全く不明の文字あり、頁 行の頭の如

き且本文の假字はすべて萬葉體を用ひしを、今鉛型平假名に改めたるなり。

附記 本書序に秀穂舎主人とは岩田友晴大人の高足神祇官領長上家學
 館主玉田主計源永教なり

明治三十五年一月二十五日識

●菅原 三才圖會ニ大和國添下郡ナル菅原寺ハモト菅原ト云地名ナリト云アリ次ニ菅原伏見里ノマアリ由縁アル乎

●道真 同攝津國武庫郡東新田村琴浦明神ハ融左大臣ノ靈ヲ祭ルト云ヒ三才圖會山城國下五十八丁ニ和泉式部ハ橋道真ノ妻ナリト云フ此道真ハ菅神ト紛レテ橋道真ヲ祀ル所モ俗ハ天神ト云ベキナリ他日考フベシ(錦天神ハ橋道真大ルベシ河原左大臣ト云ハ誤リナリ)又太田道灌ノ父ヲ道真ト云ヒ江戸ノ湯島天神ト姓町天神トハ太田道灌ノ造營トアレバ父道真ヲ祭ル者ナリト三才圖會ニ見ヘタリ左レハ菅神ト云ハ誤リナリ太田道灌ハ源三位頼政ノ裔ナリト三才圖會ニ見ユ世ニ道真ト道灌ヲ真灌ト稱スト伊勢龜山ノ城ヲ道灌ノ繩ト云ハ阿野田天神ヲ太田道真トスルノ誤リナルベシ又三才圖會ニ武州深川ノ八幡宮神体ヲ菅公ノ作ニテ太田道灌ノ守本尊ト云モ太田道真ノ作リタルヲ訛傳セリ

●天満森 相撲國鎌倉大藏村ノ東在柄天神ハ菅公束帶ノ木像ト三才圖會ニ見ユ東鑑云正治三年九月十一日在柄社祭ト云云友靖按ニ此ハ武藏國津戸三郎爲守ヲ祭ルモノナリ乃チ菅神九代ノ孫ナリ(三才武州十五丁)乃チ朝頼家臣ノ切腹

シテ死セズ五十七日存命セシ人ナリ按ニ爲守ハ天滿森ト云フベキコトナリ

●菅相國 相國ハ大政大臣ナリ

●菅神 雷ニナルト云フ雷ヲカミト讀ムコト雄略記七丁ニ見ユ

●右大臣ノ相違 菅公ヲ射殺サントセシト傳フルハ右大臣眞吉備卿ノ筑前守ニテ大宰府ニマシマスコトノ相違ナルベシ

●白太夫 三才圖會ニ北野天滿宮ノ攝社ニ白太夫ノ社アリ菅公在世ノ友タルユヘトアリ

●須磨町 三才圖會ニ北野聖廟ノ東ニ須磨町アリ此記ニヨレルカ考フベシ

●武部 初メハ武部右近古雄ト云コノ遠祖衛門府生武部某ト不知花草紙ニ見ユ(嵯峨ノ奥鳴瀧村ニ武部橋内住メリ)右衛門ノ志ハ菅原流筆道要訣卷八ニ見ユタル菅相國ニ奉仕ノ官人左衛門ノ小史武部治定カ菅公左遷ノ後丹波ノ園部ニ在テ菅家朱地ノ跡ヲ守リ今ノ武部猪吉忠順ニ至テ二十餘世ナリト

●越菅原 三才圖會佐渡國ノ下ニ見ユ

●江州菅原 同 江州祥福寺ノ下ニ見ユ

●系統 菅神ニ奉仕シタル弓削兵部ノ小孫藤原勝貞ヨリ傳二十六世ノ菅系ヲツク由ト武部猪吉語レリ

●祭神 近江國蒲生郡佐々木神社祭神少彥名命大鷦鷯命大彥命(孝元帝ノ子狹々城山ノ君)敦實親王(宇多天皇第七ノ皇子)

●全 同國志賀郡相坂關明神祭神蟬丸蟬丸ハ式部卿敦實親王ノ雜色ナリ

●秀義 備前國藤戸ノ下ニ宇多帝子敦實親王九代孫源三秀義(相州二十餘年有子五人)太郎定綱二郎經高三郎盛綱(西念)四郎高綱(信州正行寺了智)五郎義清

●時平 菅家ノ神ニ枇杷ヲ備ヘルハ乃チ時平ヲ供ヘルノ意カ

●時朝 時平ノ孫ナリ書寫山ノ性空俗ニテアリシトキ仕ヘシナリ

●繪本菅原實記 (六卷)文化七年庚午二月二十五日

大納言金岡卿三十五世孫(法橋)巨勢秀信勘解由長官菅原朝臣長親卿序アリ潤川陳人樂只堂

●甘露 菅公八歳ノ時加賀越前ニ甘露降ル

●一時十首 延喜帝未ダ春宮ノトキ漢ノ李嬌ハ一夜百首ノ詩ヲ作レリト云ヘ

ルヨリ菅公ニ一時十首ヲ命シ玉フ

●外賓 元慶七年正月十一日菅公加賀權守ニ任ズ是年渤海國使者裴邈來ル此時治部大輔ニ代リテ鴻臚館ニ於テ饗シ玉フ友靖曰クコレハ疑クハ加賀宮越浦ノ唐人屋ナルベキカ

●雨乞 光孝帝ノ仁和二年ニ菅公四十二歳ニテ正月十六日讃岐守ニ任シ四月ニ彼國ニ下リ龍ノ宮ノ官府ニ住玉ヒ雨乞ヲ城山ノ神ニ祈ラル今ニ至テ瀧ノ宮龍灯院ニテ七月二十五日ニ念佛踊リト云フモノヲ催ス

●乾飯命 ハ河内國石川門(加賀田ノ名アリ)ニ住メリ其子野見宿稱ハ加賀國石川郡野見郡ヲヒラキ越後ノ出雲崎ニ住メリ出雲國加賀浦ノ根堅節ヲ越後ノ新瀧節ト直セルコト考フベシ

●菅家須磨記 後二位實積卿筆

成田長孝云右ハ攝津國八田郡須磨浦ナル前田氏ニ所藏本ノ奥書ナリ此ハ何氏ノ大納言トカ申ス堂上方ガ若江殿ヨリ御借被成寫取被置書ヲ前田氏ガ亦請求メテ寫タル本ナリト

須磨記

菅原道眞公遺書

伊勢 故 岩 田 友 靖 註

昌泰ふたはしらにあたる

昌泰ハ人皇六十代醍醐天皇ノ年號ナリ昌ヲ時平公ノ女裏子ニ屬シ泰ヲ宇多帝ニ屬シ二柱ト見ルナリ又天子ニ屬スレバ我ニ上タル諾冊ニ尊ニ比スルナリ二柱ハ二走ナリ、二速ト云義ナリ、フタバシラハ今所謂二年ナリ、實ハ二走ナリ、年ハ疾ナレバ走ト云フ、又端入ト云モ當レリ、菅公神童タルヨリ右大臣ニ昇ルマデヲ書カズ、唯右大臣トナルヲ諾冊ニ神ノスサノヲニ比シテアタルトナリ、此記ハ昌泰四年ノ正月ニカキ玉フ故アタレルノ文アルナリ、二柱ト云ハ諾冊ニ神ヨリ道ノ始マル意ヲコメタリ、

己の未の年二月中頃

紫書ニモ己未トス二月ハキサヲキト讀ムヘシ土ノ劣ノ靈於ナリ乃チ愚者ノ一得ヲ云ヘリ

ゆくりなきみことのをかしこまりて

紫書ニ不意トス按ニ雄略紀七丁ニ見ユユツクリ無キト云コトナリ紫書ニ詔トス神代ニ諸尊ヨリ日神月神等ニ各詔アリ

たほいのもの申といへるさへ

大納言ナリ持統紀三丁ニアリ和名抄ニ於保伊毛乃万宇須豆加佐トアリ言ヘルサヘトハト言葉デサエソレサエト云フコトナリ

身にたほけなくぞ思ふべきを

覆氣無キナリ前大僧正慈丹ガ歌ニ覆氣ナク浮世ノ民ニオホフカナ——百人一首ノ解ニ俗ニ大膽ナルト云フガ如シト註ス穩カナラズ紫書ニモ覆氣無クト書テ思フベキヲ卑下詞ト注ス思フベキヲハ思ヒモヨセズト云詞コモレリ
うちのたどゞをなんたぢけん

内大臣ヲ何落ケントハ大納言ニモ内大臣ニモナラズ直ニ右大臣ノ位ヘ飛ビ上ルヲ云フ可成談ニんハにナリト云フニ合フ紫書ニハ越任トウメタリ

○に思ひなして右のたどゞといへるいひしらぬ高根の雲にま
で昇れとの宣命を

言不知ハ言語同斷ナリドウト云フコトヲ知ラヌナリ高峰ノ雲トハ雲上人雲客ヲ云フ宣命ハ繪旨院宣宣旨トカキカタ異ナレリコノコト和漢名數ニ見ユ紫書ニ宣命をヲ宣命のニ作ル

いみじうもあさましきまでのわいへんにあまくだれること

忌敷ハイマハシキ意ナリスグレテ淺マシキ迄ノ家ト卑下詞ナリツイヘンハ我家ナリ催馬樂呂歌ニ我家ノ曲アリ天降ルトハ天子ヨリ賜ルコトナリ淺マシキ我家ニ天子ヨリ下サルヲ云フ天降ルモ神代紀ノ詞ナリ

みぎんのちかきみまかりのかみまで

みきんハ右ナリ便所ヲヨンドコロト云フニ同ジ紫書ニ近衛府ノ大將トス宇多帝ノ叔父源光ハ右大臣右大將ナリコノ例ト見ヘタリ左大臣左大將ハ此時ハ時

平公ナリ、時平公ハ中御門、榎木町通北堀川東一丁、名本院ガ古跡ナリ、委ク三才圖會ノ山州四十二丁ニ出ヅ。

もこのごとくにうけはりてことの取重ね玉へる事かしこまりをなん

ウケハリハ紫書ニ諾トス、按ニ誓張カ、三丁ウニウケハリ難テナン、四丁ヲニウケハラセ玉フト云、事ノ取重子玉ヘルハ右大臣ニ左近衛大將ヲ兼ルヲ云、カシコマリハ紫書ニ畏ヲナンニ作ル、按ニ神代記ニ可畏トス、神醜廻ナリ、讒譎ニ遇ンカト恐ル、ヲ云、ヲナンハ、ニナン、テナン、間ナント分テリ、ヲナンハ、ヲ成ヌト云心ナリ、ナシナスナレバナヌト云、ニナンハ連轉法也ニ在ナリ、ナンハ五ヲ二身ニ從フヲナンニ同ジ。

すべて家を起こし名を後の世のすさみにもと立のほせん事は
スベテハ大凡ナリ、家ハイエガラナリ、スサミハ吟ナリ、號ナリ、後世ノ人ニ吟味セラル、ヲ云。

人の親につかふまつれるはねちけたるといへど誰しか其本意

を厭はんや

凡ヘテ人タルモノ、親ニ事ヘマツルコトヲ云、中古ノ俗誤ヲ他ノ親ニ事ルトシ、菅公ハ天ヨリ降り來ルガ如クニ云ハ非ナリ、又父ハ是善卿母ハ伴氏承和十二年ニ生ル、三才山城十八丁、紫書ニ諛字ヲチチトス、按ニ諛ハ辯ナリ、チチケタルハ捨レタル氣ヲ云、君父ニ事ル道ハ君父ニ辯佞ナルモ本意ナリ、親ニ仕ルトキハチチケタリトモ誰カ親ニ事フル道ノ其本意ヲ厭ハンヤ、孝經ニ揚名立身以顯父母ト云意ヲ用ヒ玉フナリ。

臣が身のたき所なき幸のいみじきいときなき君を後に負けん
昔めきたる聖といへど其富羨むべくもあらず

臣ハヤツガレト訓ムコト神武紀十四丁ニ見ユ、幼君干時天皇御年十五ヲ背ニ負ケンハ覆ヒケンニ同シ、周公旦成王ヲ助クル故事ナリ、紫書ニモ富羨トス、イトキナキハ胆銳氣無キナリ、今ハイトケナキト云。

しはくのたから大なるふねにうづたかうして遙なる海にう
かぶこ聞えしむいかにぞやこのきはに思ひかけんにはにけな

かるべし

六

紫書ニ數々寶トス、按ニカズ々々ノ寶ニアラズ毎度々々賜ル寶ヲ云、ウツタカワ
ハ紫書ニ堆トス、按ニ珍高フシヲナリ、イカニソヤハ何ゾナリ、ヤハ助字、此際ハ此
時分ナリ、思ヒカケンハ思ヒ合スナリ、ニダナカルベシハ似タ氣モナキナリ。
文章得業の兩生など家のめいほくとかけまくもかしこくも其
つかさ極めしことを

文章生ト得業生トナリ、得業ノ二字ハ天武紀三十七丁ニ出ツ、めいほくハ面目ナ
ラン、又ハ名望カ、冷泉ノ泉ヲセイト訓ムニ同ジカ、望ヲボクト訓ムハ望陀ヲマク
タト云ニ同ジカ紫書ニ賢モ其官トアリ。

思へば、今のさちにはたのづから家人めくものをさへかう
やうのつかさにはかたをならべひざをいるべきになん

今ノ幸ニ遇ヒシヲ思へバ々々ナリ、自ラ家人メタモノデサヘトハ祖父清公モ父
是善モ菅原ノ家人メク御方デサヘト云コト、カウヤウノ官トハコノ様ナ官ニハ
肩ヲ比ベ膝ヲ容ルベキニナントハ及バヌコトトナリ、是善ハ清和天皇ノ師範ニ

テ東宮切韻等ヲ著セリ、爾ヤウノ官ハ右大臣ナリ、肩比容膝ハ同席ニ列ルナリ、觀
音云今世モ菅家ハ六位ダチナリト云、幸ハ神代紀ニ山幸海幸トアリ

これひたすら身のいさはしのかゝるきざみくゝにせめて道々
ものせざらんには

是一向ニ身ノ功ノ斯クアルヨリ此位ニハ昇リタルナリ、如此在時刻々々ニセメ
テノフニ神道、儒道、佛道ニ物セザランヤ、詩文佛學神學ノ勤メヲセントナリ、必竟
ハ神道ノコトセントナリ、大成本紀、類聚國史ナドヲサスナリ、或云キザミくゝハ
文章生ヨリ何々ノ官ヲキザミ上ダテ右大臣ニ昇ルノ意ト云ハ非ナリ、物考セザ
ランニヤトハ勤學セマイジャ是非セントナリ。

たほんいちしんの御めぐみ四すみの浪をひたし

紫書ニ御一人御惠トス大學ニアル一人ノコト、コレハ天照大神ニ比シテ云コト
ナリ、四隅ハ四方ヲ帶ブ浪ハ四海波靜ナルヲ云。

大空の翅千いろの底のいろくづといへをもたのがこゝろを得
所をさはむる事の御いたりふかくたはする御代にあひ奉る事

七

のいみじきによてなるべし

翅ハ今俗ニ鳥ツバサト云、紫書ニ鱗鳥ヲイロクヅトス、鳥魚ヲイヘバ人ハ猶更ノ
コトナリ、御イタハリハ君ノ明德ノ至レルヲ云、深クマシマス御代トアルヨリ世
ニ延喜聖代ト云フ。

さるにつゝも夜中曉のいろわけなくまうのほることのしけ
くしてなん

つかふまつる道はかしこまりいひしらずはかりなしといへど
もうつはのふようなることの淺ましきゆめうつゝのたがひめ
もいへばさらなり

サルニツイテハサウアルニ就テナリ、夜中ハ夜半ナリ古事紀ノ國中ノ如シ實ハ
迷中ト明着^{アツク}トアリ、色ワケナクトハ差別ナクナリ、マウノボル紫書ニ參昇トス、參
内、院參ノ參上ルヲ云フ此ハ素尊ノ天上ニ昇ルノ文ヲ取ル、晝夜ノ差別ナク參内
ヲ毎度シ玉フコトナリ、仕マツル道ハ臣タル道ナリ、カシコマリ言知ラズトハ、臣
トナリテ君ニ仕ル道ハ畏ルコトモ言フコトモ知ラズトナリ、量^{ハカリ}ナシトハ忠義ノ

程ナキナリ、忠義ニドレ程カ忠ノ上ト云ハカリハナシ器ノ不用無用トヨムベシ
ブヨウナリナル事ノ淺マシサハ君ノ爲メニナラントスルコトニハ其器ニアタ
ラヌコト多シ神書儒學ノ上ニハ何程ムツカシキコトヲ考ヘ説ク凡君ニ事ルニ
ハ甚ダ劣リタル富ナリト云意アルナリ夢現ノ違ソトハ幽明ノ異ナルヲ云フ、夢
ノ如ク思ヒテ君ニ仕ヘルヲ云フ。

東の雲は曙なんともせざるにも衣裳をさへさかしまたてゝま
うのぼること唐國の博士のつくりしうた心ばへいくあるべき
かは思ひわするゝことあらんとやする

曙ナンハ明ナンニ作ルベシ、雲ノアカルクナルコトナリ、詩經齊風東方未明之詩
曰東方未明顛倒衣裳顛倒之自公召之ヲ引キ用ヒ玉フナリ紫書ニモ之ヲ引ク
まうのはる一ニまちはのはるニ作ル非ナリ、^一から國の博士の作りしうた^一トハ唐詩
ト云コト、^一いくあるべきかは^一トハ左様ニシテ參内センコト幾度アツタカ數モ限
リモノシトノ意思ひわするゝことあらんとやする^一トハ思ヒ忘ル、^一ハ聊ナシ
トナリ。

されども九五象はたれしか上中下のたかひめかあらむ臣か此象に立のほりて危きことのまがきのうちよりいつること人の思ひさかじらふことは更にもいはず

「九五象」ハ易乾九五文曰飛龍在天利見大人ヲ指スト、紫書ニモ同シ是ハ誰人ニテモ上中下ノ違ナシトナリ、アレヲ見ヨ滿レバヤガラカク月ノイサヤウソラヤ人ノ世ノ中危きことの真垣の内より出るトハ論語季子編曰蕭牆之内ノ故事ナリ、人ノ思ヒ探シ知ラフトハトハ天ノ探女ノ意ナリ、上中下ハ伊勢物語下十五丁ニ見ユ、まかきハ御築土ノ内ヲサスナリ、菅公ノ一家一門ノ親屬ト見ルハ非ナリ、君の御かへりみのほきは身のつたなくしそくべき際ははしらずしも侍らねど

「君の御願のほきは餘リ身ニ過ギタレバ身ニ叶ハヌトナリ」老そくハ退クナリ、退クベキ極リハ知ラザルニモアラチドモトナリ、シソクハ伊勢物語百二章ノ氏族ト云トハ異ナレリ。

聖の御代に身をはふらさんもかしこまりもうけはりかたくて

なん思ひのどめ侍るに

「聖の御代」トハ今モ延喜ノ聖代ト云ナリ、はふらさんハ省ラサンナリ、又落ブラサシモノ意ナリ、ハフレニタレトハ落ブレ似タレドモト謂フノ類ナリ、身ヲ退キテ御咎メノ畏マリモ受諾難ヲ據ロナク其位ニアリシトナリ「のどめ」ニ「このこめ」ニ作ル思ノ籠メノ意トス非ナリ、紫書ニ宥ノ字ヲ填タリ、按ニ「のどめ」ハ直止ナリ、軍ヲマトメノ類ナリ、心ニ浮ブコトヲ思ヒ止マルヲナリ。

ことしかんな月の始つかた第七の御方臣か家に紅葉のえんにことよさせたはしてなん立入たまふに

第七ノ御方トハ敦實親王ナリ、一品式部卿仁和寺ノ宮ト號スト、紹運錄ニ見ユ、紫書ニハ齊世親王トス、今不取此年神無月ノ始ハ即チ昌泰二年ナリ、紅葉ノ宴ハ色ヲ主トスルナリ、菅家ニ紅葉アリ、紅葉ノコト聞及ズ、このたびはぬさもどりあへず」ノ歌ニ見ユ、此事ヨリ前度ノ歌ナリ、姫君ヲ妃トセシ故紅葉ニ事ヨスナリ、事ヨサセ坐スハカコツクテ御立入アルナリ、此事ハモト宇多帝ノ勅ニ出ルコト、大成本紀ニ見ユ。

思ひかけぬ幸とらんとするきははるかに思ひもよらず侍れども立のほりぬるつかさきはめぬる幸を此事とうれしきもひものして

思ヒ掛モナキ幸ヲ身ニ取ラントスル時節ハ親王ト我身トハ遙ニ隔リテ思モ寄ラヌコトナレドモトナリ「きはハ際限ナリ界ヲ云フ」立昇りぬる官ハ右大臣ヲ云フ「極めぬる幸」ハ親王ノ御成アルヲ云フ其實ハ眞道ヲ敦實親王ニ教ヘ傳ヘント思フコトヲ極メヌル幸ト云ナリ「うれしき」ハ嬉フ見ルナリ「思ひものして」トハ思ヒ告申シテナリ。

けいかい家のうつはものといへさうつはりの塵にまじへてと
はかり弄し侍りけり

紫書契芥トス非也或云輕芥ナリト、席ノ上ノ塵ト頭上ニアル梁の塵ト一ツニ交ルト云フ意トス、今不用是ハ閨芥ナリ菅公ノ御女刈屋姫ハ試ニ閨門中ノ芥ト比ス閨芥ハ家ノ空ナル物ト雖モ梁塵ニ交ルトハ歌女ニ供フト云コトナリ又珍張トテメツラニ張ル意ナリ弄ハ哢ナリサヘヅルコトナリ昌泰二年十月十四日宇

多天皇出家シ玉フニ付宇多帝ノ皇后襄子ハ時平公ノ女ナレバ其威強シ。

左のおとゞの常にさしきたちて物々につけて目をとめ眉をそはだつることのおほやけならぬにはあらめやは餘所ながらいひしらす身のつみよこさま

左ノ大臣ハ藤原時平公ナリ「さしき立」ハ氣色起ナリ「公ならぬにはあらめや」トハ私ナルニハヨラズシテ吾ニ罪ヲ得ルヲ云フ然し「や」ト疑ノ詞ヲ含メリ妙文ナリ餘所ナガラ天皇ヘ言ヒ知ラス菅公ノ御身ノ罪邪事ト云ヲ殊ニト次ヘ送ル文法ナリ。

時平公ノ古跡中御門榎木町通北堀川東一町本院ト名ク本院左大臣時平公ハ關白大政大臣藤原基經昭宣公ノ嫡男ニシテ宇多帝寛平九年大納言ニ任ジ左大將ヲ兼ヌ年二十七伯父中納言國經ノ妻ヲ奪取ル故ニ人之ヲ誹ル其妹穩子醍醐帝ノ后トナル朱雀帝ノ國母昌泰二年左大臣ニ任シ左大將故ノ如シ此時菅公ハ右大臣右大將ヲ兼ヌ延喜ノ年八月三代實錄五十卷ヲ撰ム實ハ大藏善卿之ヲ撰ム善卿ハ乃チ時平ノ師ナリ延喜九年四月四日薨ス年三十九正一位大政大臣ヲ贈

ル保明親王ハ延長元年二月十一日、俄死依菅靈也ト紹運録ニ見ユ、

ことば上にも聞しめいたりやさりやうけはらせたまふにはあらさらむを人のさがにくき世のならはしにとり弄するたためたつさかしら人も上中下とつとひぬるになん

上ハ天皇ノコトリ、今モ上様ト云フ、漢土ニテモ上ト云フ、即チ六十代醍醐天皇諱敦仁、殊ニ上ニモ聞食タリヤトハ、天皇ノ皇后ハ時平公ノ女ト云非ナリ、帝時ニ年十五ナリ、豈皇后ノ設アランヤ、寛平法皇ノ妃ニ時平公ノ女立玉フトイヘトモンレニモヨラズ「さりや」ハ然在「タカナリ」受諾セ玉フニハアラザランヲ「トハ縦ヒ申上タリトモ中々御ウケカヒハ有マシキコトナルヲトナリ」人ノさがにくき「ハ性悪ヲ云フ、神代紀ニ神性雄健トアルノ性ニ同ジ、世の風俗に取り弄するたため」トハ世上ノ言習端ニ取嘲哂スルアランナリ、テア切タナリ「起峻しら人も」多クアルニ我ヲノミ懲サル、トナリ、一説ニ見識立タル性ヲ知ル人モ上中下ニ夥シキニ我ニ罪ナキコトヲ申上ル者モナクト云コト「上中下」ハ伊勢物語下ノ十五丁ニ見ユ、

七のつみ數へあけさせ給へ彈正の尹のみやより明法博士して
こらさるゝ事のかしこまりむねとるへき人臣の家ににげなく
そあるべきや

「七の罪」ハ七ヶ條ノ御咎ナリ、何々カ未詳、又一説ニ七ノ罪ハ何々罪ト云フコト、彈正ノ尹ハ唐名御史ナリ「明法博士」ハ唐名律學博士ト云式部ノ被官ナリ「こらさるゝ」ハ懲惡ナリ紫書ニモ懲字ヲ用ユ「畏まり旨取るべき人」ハ其咎メヲ總ル人ナリ「似氣無ぞ有べきや」似タリ氣モナクゾアルベキナリ、天武紀六年六月ニ東漢直等ニ詔シテ前々ヨリ今迄ノ七不可ヲ犯スコトヲセメ玉フコトアリソレノ例ナリ「にげなく」ハ伊勢物語下二十九丁ニ出ヅ

かうかはれる世のあらましいかならん世のためしにも成くた
さんをつらく思ふもいはけなきよを思ひはるけんぢかなし
かるべきわざなるべし

如此變レル世ノ大概ハ如何ニアラン、世ノ例ニモ成下サンヲ熟々思フモ言分無
世ヲ思ヒはるけんぞトハ後世ノ惡キ例ニ予ヲ引ベキコトハ後來ノ右大臣ノ官

ニ任セシ人ノ爲メニ言分ケナキコトナリ、王師ハ黃門ヨリ大宰帥トナル抔ト説
ハアシシ、子老後ドノヨウニクラサン、世ノ例ニナリ下サンモ知レズ、子孫ノタメ
ニモ言ヒ分ナシトナリ。

されど心に思ふふしく、天のかく山の眞清の鏡にかけものし
てそのありない申聞へ奉れる

紫書ニ白銅鏡トス、神代紀岩隠ノカケモノ、コトナリ、そのありをひハ罪ノアル
カナキカヲ云ナリ、紫書ニ贖トス、申聞ハ叡聞ニ達スルナリ。

上にも思し寛にけるにや其後はありし様にこそ物し給はされ
けれども序々の御かへりみはさりけなきめいほくなりけり

上ハ醍醐天皇ナリ、今迄ノ様ニコソ申告シ玉ハザリシガ、其序々ノ眷顧ハ然有氣
無ハサウアルヘキ氣ナキナリト、此説可ナリ、一説去氣ナキ面目トハ得難ハ時去
難キハ貴命ノ意トス非ナリ。

九五の幸はあらましに思ひ設けためれども神ならぬ身のつら
さとみのことのやうに胸るたうくるしかり

九五ハ前ニ云ヘリ、幸ハ神代紀ノ山幸海幸ナリ、アラマシハアラカジメナリ、ため
れどもトハテ見ヘレドモナリ、神ならぬ身のつらさよトハ三善清行託星災諫之
道真不能用途遇譏論ノコト頓ノコトノ様ニ胸痛苦シカリケリトハサキニ清行
ノ諫言アルユヘニ此言アリ、其實ハトミノコトニハ飛ノコトナリ、今俗ニ謂フ飛
ンダコトナリ、伊勢物語下十八丁

高辻の館をかりのうつろひ處に思ひ物して此頃の事に心はな
れしつかさしぞくやうになんしてうつろひ侍りし身に從ふを
なんわくらの文はこにしなのつくえもの硯やうの外更に侍ら
さり

高辻館三才圖會七十二卷四十一丁ニ見ユ、參議是善卿邸ハ烏丸通下立賣下ル堀
内町ナリ、是善卿ハ後號歡喜光寺、菅神父公也、清和帝時、與大郷音人等、撰貞觀格貞
觀式等、文章博士元大儒也、北野祭日探此地枇杷子以備于神前、菅公ノ古跡ハ高辻
通西洞院東一町是也、又五條坊門西洞院東一町ハ御息紅梅殿住居之地也ト、友晴
云菅公本館ハ堀内町ナラン、下立賣ノ本タルハ勘解由小路ト云即烏丸通ヨリ北

野正面通ニ至ル是ナリ今菅家ニ東坊城勘解由長官ト云アリ是ニヨラン高辻ノ館ハ假ノウツロヒ所是ナリ高辻通室町西入町ニ繁昌社アリ五條坊門ハ今云佛光寺通ナリ紅梅殿アリ乃チ菅大臣是ナリ

本名婆和才女ノ社辨天別號ナリ訛稱繁昌社祭神辨才天友晴云是菅公北方吉齊女ナリ

神社啓蒙六ニ洛陽五條坊門西洞院ノ菅大臣ノ社ハ菅家ノ館ナリ一夜飛梅ノ天神ト云フ此記ニ高辻ノ館ト云ハ今ハ藪ノ下ト云即五條通ノ上ナリ今ハ松原通ト云フ又菅原氏ニ高辻家アリ假ノ遷所ニ思申シテロヒ切リナリウツリ所ト云コトナリ又遷居所ナリ此頃ノコトニ思離シトハ右大臣ノ職事ニ心ヲ離レテ見玉フコトナリ官退ク様ニナンシテトハ官キ退ル様ニ在シテト云フコトナリ天皇ヨリ斯ク爲向ケ玉フナリ遷ロヒ侍リ身ニ隨カフセ玉フハトナリ身ニ隨フヲ何ト云ニ説ハアシ、庫ノ文箱ハ伊勢物語二十七丁ニフバコトヨム座右ノ書物箱ナリ吾座ハ我常々ノ座右ノコト、ス非ナリ二品ノ几物ハ書案ト食案トナリ几ナリ今ノクウソクヲ云フ前ノハコヨリフタト云カケサセ玉フ硯様ノ外更

ニ侍サリケリト官職ノモノ家財衣服ナシトナリ

常に楊梅の宰相のぬしをなんかたらふあそひかたきにもとゆきかよはしめたり

年ころのからうたやまどうたの長さ短きうたをかたみにいひ選らひてまくらことに手つから弄したりけるを

楊梅ハ楊梅通ナリ五條ノ橋通ノ下ノ通りナリ菅公ノ高辻通ヨリ四丁ヘダ、レリ續日本紀三十二卷二十三丁ニ楊梅宮アリ是通ニアリシ宮ナラン宰相ノ主ハ新撰萬葉集下卷ノ作者源相公ナリ御名未詳醍醐天皇ノ御子源高明ト云ハ非ナリ齊世王ノ御子源英明カ「かたらふ」ハ常友トシテ語り合ナリ遊ビ難キハ左遷ノ身ナレバ友ノ遊ビハ成難キハツナリもとゆき「ハ基行カ恐クハきよノ誤ニラきよゆき」三善清行ナラヌカ未知よはしめたり「ハ召ニヤラシメタリナリ

年頃ハ年來ナリ唐詩和歌ノ長短篇ヲ互ニ言選ムハ新撰萬葉集ナリ上卷ハ菅相公下卷ハ源相公ナリ故ニ互ニエラプト云フ「まくらこと」ハ首ゴトナリ一首々々毎ニナリ歌一首毎ニ詩一首ヲ添ヘ玉フナリ

むかしの月の日にやあるべしつゞりたるからうたの今やうの身におもひあたれるもありて

「昔何ノ月日ニヤアルベシ作リタル詩」トハ古人ノイツ頃ツマリタル詩ニヤトナリ「今様ノ身ニ思ヒ當レルモ有リ」トハ新撰萬葉集ノ中ニ一悲一戀是平均事々含情不可陳流涙難留寧有耐寂然靜室兩眉頰ノ詩ヲ云フカ。

いとしもせちなることばかりの身の行するを若らざりけりと思ひさらするも浅まじきまでの心おどりならむやは

「いとしもせちなることは」トハ最シモ切ナルコトハナリ取ワケ身ニ染ヤトナルコトナリ、セチハ攻道ニテ我身ヲセメルコト「かゝる身の行末を知らざりけり」此ノ如ク左遷ノ身トナルコトヲ努メ々々知ラズトナリ「思ひ去らす」ハ何トモ思ハデ今迄來ルナリ、昔ニテ云ヘバ思行クトモ思ヒ去ラズトモ云フナリ「心劣りをらんやは」トハ心劣リナラン。如何ニセンヤノ意、又九五ノ幸ハアラマシニ思ヒ設タメレトモ神ナラヌ身ノツラサヨト云ノ意アリ、乃チ三善清行星災ニ托シ諫メタルコトヲ考フベシ。

かりやひめどものするは家のむまこの幼きなれどかしこくも文字かぞへわたり詩をすくれてくちにもすんし手してもかきしるいたれば我むま子なからも此よの人どもたほへすなんわはり(按ニ第一ノ罪カ)

苅屋姫ハ菅相公ノ孫姫ナリ、淳茂ノ子ナレバ在躬ノ兄弟ナリ、若高視ノ子ナレバ文時ノ兄弟ナリ未詳、或曰第三齊世親王ノ妃源英明ノ母ナリト、ものするは「トハ申告スルヲ云フ物ゴシノモノナリ、苅屋姫ト申ハト云ニ同ジ」家のむまこハ和名抄ニ孫和名無萬古文字かぞへわたりハ世ニ孫、姫和歌式ト云アリ、此姫ノ作り玉ヘル書ナリ、後按ニ神添カズワタリナリ、又香添カズナリ、カズエルナレバ數得ルナリ主計ト同ジ、神代音法ノ中ニ委ク謂ヘリ「くちにもすんし」ハ紫書ニ口ニモ誦シト填タリ、この世の人どもおほへすハ天孫火明命ニカケテ真道ヲ云フ、按ニ苅屋姫ハ前世ニ餘程ノ大業ヲナシタル人ニテ、其業終リタルニヘニ生レテ未幼ケレドモ高上ノ趣意ニ覺悟アルナリ、故ニ二世三世カケタル人ナリ、此世バカリノ人ニ非ズトナリ、譬ヘバ東都ノ萩生氏、漢學ニ殊ノ外骨折タレバ再生セバ發明ノ和學者ニ

ナリテ生レ來ルベシトナリ、此道理ハ宗徳經ノ五大ノ内ニ委ク説ケリ、必ズ未練ノ人ニハ言聞ス間敷奥理ナリ、「わはり」ハ有ケリノ訛寫ナリ。

うへの御心つかひのわきかへらせ給ふことはいともかしこければものしつくさす（按ニ第二ノ罪カ）

きよつらのぬしかさゝにどくさ見かゝんはおもてはさかにて（按ニ第三ノ罪カ）

君の御おもと人のよからさらんを（按ニ第四ノ罪カ）

外のつかひわさのふはりすくれてすゝまんをおほやけせんし
たてまつらせんやは（按ニ第五ノ罪カ）

或曰「うへ」ハ醍醐天皇ナリト云ハ非ナリ、「わはりうへ」ハ太上ナリ即チ寛平法皇ナリ、
「わはり」ハ今云ヲリイノミカドト云フコトナリト。

「流れゆく我はもくずどをりぬども君しがらみどをりてどゞめよ」ノ歌考フベシ、
御心使ノ涌カヘラセ玉フコトハハ今俗ニエカヘルト云ヒゴウ涌スト云フニ
ヒトシ、最モ恐ケレバ申告シ盡サズトハ天皇ノ御憤ヲ推量レモ恐アレバ言盡サ

スト云コトナリ、清貫ノ主ハ心ノヨカラヌ人ナリ、北野事蹟ニ延長八年六月ニ清
涼殿ノ坤ノ柱ノ上ニ雷火アリ、大納言清貫卿ノウヘノ衣ニ火ツキテ、伏シ轉ビワ
メケドモ消ザリキトアリ此人ナリト思ヘリシガ、後ニ考レバ此人ニ非ズ、下ニ委
ク云、「さくにどくさみかゝん」素書ニ策ニ木賊磨ト填タリ、或云笏ニ繪旨書タルヲ
木賊ニテ磨キ落スコトナリト、和名抄ニ林音永漢語抄云佐久木木可爲笏也、ト同
書ニ笏音忽和名尺トアリ、尺ハ古事記ニサカト讀ム、釋名曰笏忽也、君有敎命及所
啓曰則書其上備忽忘也トアリ、コレハ宇多帝ノ苜屋姫ヲアツミノミコニ妻セト
ノ勅ヲケツルナリ、「おもてはさかにて」トハ表ハ祥ニ似テナリ、神代記ニ不祥トア
リ、舊事記七卷二十三丁八卷八丁ニ祥トアリ、表向ハ目出度ニ似タルヲ云フ、又説
ニ性ナリ、神代記ニ神性トアリ、表向性質ノマ、ナルヲ云フ、又小神也、ト今所謂コ
チウナル性質ヲ云ヘリ、一本二面ハ猿ニ似ラニ作ル皆取ヲズ、君ノ侍御人ノ不善
ヲ善クシモセズト云フ意、おもと人ハ神代下卷三十丁四十一丁ニ侍者ト云フニ
同ジ、外のつかひわさのふはり勝れて進まんをトハ餘ノ仕ルコト無ク張リ出テ
勝レテ進マンヲ進ミモセズト云意ナリ、「おほやけせんし奉らせんや」ハ公道ナル

宜旨ヲ奉ランコトハイカニセンヤ奈何トモシカタシト云意ナリ。

いはけなきはかんなどいふものを女もしにつらねてさへみつ
からもとこほるべきを(第六ノ罪カ)

鳥のあとのむしへりたるにのりたらんを(第七ノ罪カ)

はしり書とばせてうせんことのたくひ有べからんにつけてを
まなき心のなみだはやみのうつゝなりけん

此段ハ第二代忍穂耳尊ノ時大己貴命カ文字ヲ造リ玉フニ比ヘテ書玉フナリ、
はけなきハ言分ナキナリ、天道ニ對シテ申分ケナキトナリ、(後考ニ古事記二百中
ニイハサント云)かんなどいふものトハ神字ト云コトナリ、今世ニ所謂神代文字
ナリ、字ヲ名ト讀ムナリ、新字ヲニヒナト讀ム、日本釋名ニモ字ヲナト讀ミ、真字、假
字ノ別アリ、故ニ神字ハ神代文字ナリ、女もしにつらねてハ平假名ニ書交タルナ
リ、みつからもとこほるべきをトハ菅公自身ニ神代文字ヲ書ニ筆書方正ニ粘
ク遅クカクヘキヲ早クスラヤヤト書タルヲ悔ヒ玉フナリ、鳥のあとのむしへり
たるにのりたらんをトハ鳥ノ跡ノ蟲彫リタルニ似タランヲニテ漢字ノ書法ノ

遅ク滯ルコト鳥ノ足トリノ如ク、蟲ノ木ヲ食タルアトノ彫リタル如キヲ云フ、(ノ
イ切ニナリ)はしり書とばせてうせんことのたくひ有べからんにつけてトハ神
代文字ヲ筆勢ヨク早書ニシタルコトアレバ、神代ノ字形ヲ失ヒテ後世ニ至テ千
万人ノ誤ト成ンコトモ有タルナラン、此レハカリハ天道ニ背キ、菅原ノ遠祖(天穗
日命ノ後ナリ)大己貴命ノ文字ヲ造リ玉ヘル御心ニモ戻リテ、左選ノ罪ニ當レリ
ト思ヒ玉フナリ、をまなき心のなみだはやみのうつゝなりけんトハ追フ間ナキ
ナリ、失ンコトヲ追テ改メン間ノナキナリ、小真ナキハ少ノ眞實ナキ吾誤ナリト
心ヨリ瀝ル涙ハ眼モクラミヤミトナリ、夢カト思ヘバ矢張り現ナリ、マコトユメ
ノウツ、ニテ有タルカト悔ミ玉フナリ、己ガ誤ヲカキ置クコト眞實ナリ、筆勢失
セレバ字形モ失セ、字形失セレバ文字違ヒ終ニ眞道モ失フトナリ。

白太夫といへる男伊勢より年々とひ來たり、我家のかたはへな
る宿をかりのやどり所となんせしに、此ころ又例のちきりたか
へすして來れるも、我うつろい所をとみのこと、のやうあやふめ
て同じ住家をしめなむとてしたしみよれり

白太夫ハ神社啓蒙三卷廿九丁ニ渡遇神主春彦ト云子ヲ晨晴ト云フ、白太夫ハ天
 御中主卅六孫大内人高主ノ六男ナリ、外從五位下ナルコト菅三品幽契陸ノヲヲ
 詳ニ記シテ、白太夫ヲ太宰ニ酒醴ヲ饗スル翁ナリト云ハ非ナリト記セリ、結尾錄
 ニ白太夫ハ伊勢ノ御師ナリト云ハ淺々シキ言ナリ、今世ノ如ク曆ヤ熨斗蛇ナド
 持テテ歳暮ニ伊勢國ヨリ來ル類ニハアラズ、菅原實記ニ度會春彦ハ若年ノ頃ヨ
 リ白髮ナルユヘ世ノ人白太夫ト號セシトアリ、御師ハ菅公ノ御弟子ニテ諸國ヘ
 行キテ真道ヲ教ヘ歩キタル故、何方ニテモ崇ミテ御師トハ云ヘリ、男ハオノコト
 讀ムベシ、即下文ニ橋季祐ト云オノコトアリ、オトコトハ劣子ニテ下賤ノモノヲ
 云フ、今俗ハオノコヲ男子ノトス誤レリ、倭名抄男和名ヲ平乃古コ、ノオノコ
 ハ御門人弟子ト見ルベシ、トヒ來リハ菅公御殿ヘ學問ニ來ルナリ、即チ御弟子ニ
 テ諸國ノ御師ナリ、かたはへある宿ハ傍映ニ在ルナリ、傍ノ奇麗ナル家ヲ云フ、例
 のちさりトハ冬ニナリ上京セシハ兼テ御約束申シタ如クトナリ、うつろひ所を
 とみのとどのやうあやふめてトハ遷所ヲ頓ノ事ノ様危見ヘテナリ、近々ニ御左
 遷モ有ンカト氣遣フナリ、前ニとみのとどのやうに胸いたうくるしかりけりト

云ニ併考スベシ、飛ンダ事ナリ、ケシカラヌヲ云フ、同じ住家をしめなむト同シ
 柄家ヲ占ナントテナリ、御同意シタリト願フナリ、即チ寄宿スルヲ云ヘルナリ。
 されどうつろひ所には思ひ憚ることもありて醒井常樂院の僧
 房にうつろはせたり

遷所ニハ思ヒ憚ルトハ、罪アル御身ノ上ナレバナリ、醒井ノ常樂院ハ今ノ西本願
 寺十一世ニ信樂院アリ、醒井ハ油小路ト堀川通ノ間ニテ、俗ニ和泉殿ノ突貫ト云
 所ナリ、和泉殿ハ菅公六世ノ孫淳標ノ男菅原定義、即北野天滿宮ノ攝社ナリト三
 才圖會ニ見ヘタリ、常樂院ハ今泉州境ノ天神ノ常樂寺ニウツルカ、常樂院ハ菅公
 ノ御寺カ未詳、此ハツクシニ移シ安樂寺ト云フ、常安ノ字相似タリ、何レ僧房宰宿
 ノ御弟子ナリト心得ヘシ、此段ハ昌泰三年ノコトナルニ二年冬ノコトヨリ書出ス
 モノハ春彦ノ名ニヨセ玉フナリ。

ことしも月ゆき星うつろひて春の草緑をつけ庭鳥暖を報して
 良太賓か閑流帶石池とものせしもまのあたりすすしてつたな
 きはらわたをあたゝめずといふに

「てとし」ハ昌泰二年ナリ、月ゆきハ月行ニハ非ズ月雪ナリ、星うつろひハ星移ナリ、秋冬ノ天ノメクルヲ云フ、春の草緑をつけ是ヨリ昌泰三年ナリ、庭鳥ハ庭へ飛來ル春鳥ナリ、百千鳥囀ルヲ云フ、鶯ノ類ヲ云ヘリ、鶏ヲ云ニアラス、庭鳥暖ヲ報シテト云ヘルコトアルハ、菅原傳習手習鑑ト云フ院本ニ鶏ノ暖氣ニ乗ジ、時ヲ告ゲルコトニシ、鶏埒ノ竹中へ湯ヲ入レテ其暖氣ニヨリ、鶏ヲ早ク鳴カスコトヲ作レリ、全ク此文ノ誤解ヨリ起レリト思ハル、良太賓ハ紫書ニ良字ノ傍ニ白カト書ケリ、白樂天カ、菅公ノ詩風ハ樂天ノ風ナレバ尊ミテ太賓ト仰セラル、カ、然ラバ良ハ白ノ誤カ何人カ未考、閑流帶石池ハ心中冷ヘテ心中ニ春ナキヲ云フ、一本池ヲ地ニ作ル非ナリ、まのあたりにすしてハ面ニ誦シテナリ、古人ノ詩句ニ同意ヲ眼前ニ口スサムコトヲ云フ、つたなき腸を暖めずハ菅公ノ詩腸ニ春氣ナシトノ玉フナリ、蓋冷腸ト云フ字アル故ナリ、子晋論曰墨翟之徒世謂熱腸楊朱之侶世謂冷腸トアリ是ナリ麗藻ニ見ユ。

此ころうまこの姫なる爰に來りてやはしらのうちなくさめぬ
 るこの句をたう紙に書てどものしせめげはしるしにとみに

あたへぬ

孫姫トハ菅公ニハ姫多ケレド此ハ矢張苜屋姫ナリ、上文ニ詩ヲ勝レテ口ニモス
 シ手レテモ書記シタレバトアリ、やはしらのうちなくさめぬハ八柱ノ打慰
 スルナリ、八句ノ詩ト見ユ、乃チ律詩ナリ、疊紙ハ今ノ折本ナリ、書てどものしせめ
 くトハ書てど申告し責ゲナリ、姫ノ書ント申シ責メ玉フナリ、しるしにとみにあ
 たへぬハ證ニ頓ニ與ヘヌナリ、美シキ疊紙ヲ與フルナリ、菅公ノ書テ與ヘ玉フニ
 ハアラズ、即チ上文ニ苜屋姫ノコトヲ唐歌ヲ勝レテ口ニモ誦シ、手シテモ書記タレ
 バトアリ考合スベシ、觀音曰記ニト身ニ與ヘヌハ紀念ニト思ヒ我ニ贈レリト云
 フコトニアラズヤト。

漸梢にまれにして雪よりも匂ひはなつかしくて庭につもれる
 にまた來む春の名残老のまなじり露をうかべぬるに例のむま
 こなるふとこゝろをたう紙にどうてゝわらはしきまなこに
 もたなしすちにうかへてなん

「漸」ハ次第ニ春モ末ニナリタル意ヲ含ム、雪よりも匂ひをつかしくてハ前ノ月雪

ノ句コヲラスナリ、菅公ノ御歌ニ「東風ふかは香ひおこせよ梅の花主をしとて春を忘れそ」按ニ雪モ句フト云フベケレバ此雪ヨリモトアリ、菅家百首ニ「いか程か月の光りの句ふらん」トアリ「庭ニつもれる」ハ落花ノ庭ニ積ルナリ「まだ來む春」ハ來年ノ春ナリ「老のまをしり露をうかべ」ハ老眸露ヲ浮ブルナリ熱キ涙ヲ云フ津湯ナリ、本神代紀ノ啼多女ヨリ出ツ、老トアレド此時御年五十六ナリ、例のむまこハ例ノ孫ナリ、菟屋姫ナリ「ふどこゝろ」トハ不圖言出タル詩意ヲ云フ「疊紙にどうて」ハ取出而ナリ「わらはしきまをこにもおをしすちに」ハ童シキ眼ニモ同ジ筋ニナリ、上文ノ幼ケナキナレド、云ニ合ス、來春一ト所ニ居ランヤ、如何ト思召テ涙ヲ浮ベ玉フナリ。

かはかずあめがしたまつりこへべき身のいかでかうよもさふの住家にむしらかはづと床をあらそふことは世の中なにしかかはりあらざらむや「夏はいとよせはき住居のいふせきにたゝ宰予かねこゝろのすさみにのみ三伏をしのくはかりなりけり是ヨリ春ト夏ノ間ノ景ヲ云フ」かはかずあめがした」トハ乾カズ天ガ下ナリ、前ノ

涙ヲ浮ベルノウツリナリ、濕フ涙ノ雨ガ下トナリ「まつりこへべき」ニとへべきニ作ル可ナリ、政事ノ越ベキ身ハ大臣ノ官ナレバナリ「いかてふう」ハ如何シテ此ノ如キナリ「よもさふのすみかに」ハ迷者氣生ナリ、仲尉カ蓬萊没徑ト云モ必覺迷者氣生ノ漢譯ナリ「むしらかはづと床をあらそふ」ハ蟲等蛙ト床ヲ争フナリ、蟲ケラ蛙ト交リ居ルコトノ淺マシサヲ云フ、右大臣ノ身ノカ、ル難儀ニ遇ヒ玉フヲナダク詞ナリ、世ノ中何トテ變リ有ザランヤ變リアリトナリ、果シテ世道カハリ、三代實錄ハ都良香ナリ、菅公ノ序アリ、大藏善行ノ筆ナルヲ時平ノ撰トシ之ヲ終トシテ六國史ト云フ、是ニテ國史ヤミタリ、延喜式ヲ藤原忠平撰シテ格式ヤミ、紀貫之ハ古今集テ撰シテ萬葉集ノ歌風スダリ、大和物語ニ近世ノ事ヲ打交セナドシテ世ノ中大ニ變レリ「夏はいとよせはき住居のいふせき」ハ彌炎暑ノ堪ヘ難キヲ云フ「宰予かねこゝろのすさみにのみ」宰予力寢心ノ荒ニノミナリ、論語公冶長篇曰宰予晝寢ノ故事ナリ、紫書ニモ之ヲ引ク、學者ハ晝寢ハヨロシカラヌ事ナレドモ矮室ノ炎熱ニ困眠ノヨンドコロナキヲ云フ、只々三伏ヲ凌クバカリニテ何ノ事業モ出來ヌヲ云フナリ。

かくして秋風吹わたりにて井梧萬天秋と吟して「御簾のたゞれに
 萩の葉のうちあてたるもやうかはりたるうつろい所爰にはさ
 ちあるやうにたはぬ」雁のなきわたりたる霧間の夕べきぬた
 のどたくうちかよひたる五條あたりの家さとも夜寒のほと思
 ひやりかなしき事かうやうすくせにはいとしもふはらおもひ
 たゞりけり

如此而秋風吹度トテ三伏ヲ凌ク内早クモ忽ニ秋トナルトノ意唐詩ニ秋風不相
 待先入洛陽城ノ意秋風ニ愁ノ意アリ七月七日ニ北野ニ松風ノ硯ヲ取出シ梶ノ
 葉ニ上セ星ニ手向ケルコト此ヨリ起ルカ金花百人首ニ見ユ井梧ハ葉多ク傘ノ
 如キ故井ノ上ニウユルナリ列子ノ梧桐一葉落知天下秋ノコトナリ御簾ノ「た
 ぐれ」ハ垂ヤナリ「うちあてたるも」ニあしくニ作ル非ナリ打當トス是ナリ摸樣
 變リタル遷所トハ歎ノ詞管家百首ニ此時ノ歌アリ爰にはさちあるやうにおほ
 ぬ「筑紫ヨリ爰ノ優ルナリ」雁の鳴わたる霧間の夕ハ皆秋ノカナシキ景色ナリ
 遠ク打通ヒタルトツマケテ砧ノ音ニ町ノ續クヲ兼ヌ五條邊ハ町ノ細カナル小

家ヲ云フナリ五條ハ今松原通ト云フ高辻ノ下ノ町ナリ今ノ菅大臣社ヨリ近キ
 所ナリ「夜寒のほと思ひやり」ハ今我身斯クナル故土民ノ艱苦ヲ推測ルトナリ此
 内ニ素盞ノ夜寒ノ故事ヲ含メリ「かうやうすくせ」ハ此様ニ過ル世越ニハトナリ
 「いとしもふはらおもひたゞりけり」ハ最シ專ラ思ヒ起リケリナリトリワケ思ヒ
 ヤルト云コトナリ和名抄老幼類注ニモハラトアリ「いとしもふかう」ニ作ル
 非ナリ

九月の末つかたより改官の解狀くたりぬるといつくしもなき
 人のさえつりありてなんこれらは身のをこたり天焉のしから
 しむることゝかしこくも思ひどりのたるに

九月ハナガツキト讀ムベシ「改官解狀」ハ御轉任ノ御書付ノコトナリ即チ御轉役
 ノ狀ナリ「いつくしもなき人」ハ美シモナキ人ニテ藤原時平ニ阿順スル人ヲ云フ
 ナリ「えさつりありて」ハ瞬シテ言ヒフラスヲ云フ「これらは身のをこたり」ハ此等
 ハ身ノ怠リニテ今迄ウカ々々油斷セシトナリ「天焉」ハ天然ニ同ジ菅公自ラ怠レ
 ルニツキ其心ノ怠リヲ天物言ハ子ドモ人ヲ以テ言ハシムル天然ノ理ナリト畏

レテ思居玉フ内ナリ。

霜月の中のもちの日解状まことにくたり左大辨なにかし彈正尹のしるへに候して待るといひつたへ來りぬれば「やかてもとつやに立歸りてそのかしこまりをうけたまはるに」大宰權の帥にうつろふべきとのみことのみりまさしくもおほしくも待れば「笏さゝへしていさゝうやくしうしぬ

望ノ日ト云ヘバ十五日ノコトナランニ、中ノモチノ日トハ十四日十五日十六日ヲモチト云ヒテ古ハ中ノモチト言ハチバ十五日ノコトニナラザリシト見ユ、左大辨ハ姓名未詳、彈正尹のしるべハ案内ニヨリテ入來ルトナリ、道シルベノシルベナリ、罪ヲ受ケ玉フモ彈正尹ヨリナリ、やがて「ハヤカアリテナリ、ヤ、アリテト云ニ同ジ」もどつや「本家ナリ、本家ニ立歸ルハ高辻ノ遷所ヨリ本ノ殿へ歸リ玉フナリ、本家ハ鳥丸通下立賣下ル堀ノ内通ノ御殿ナリ、乃チ前ノ高辻館ノ下ニ見ユ、大宰權帥ハ和名抄ニ大宰府帥ヲ長官トス、例ノアルコトナリ、日本書記孝徳天皇五年ニ蘇我日向臣ヲ筑紫大宰帥ニ左遷ス、續日本紀十六卷ニ左大臣諸兄爲

兼大宰師五十八代光孝帝モ大宰帥ナリ、五十六代陽成帝ノ御子貞親王モ宇多帝ノ御兄是貞親王モ大宰帥也トアリ、同二十卷ニ右大臣左降大宰員外帥トアリ、此ニテモ菅公ノ左遷ハヨキコトナルヲ知ルベシ、まさしくも「ハ正シクモナリ、虚言ナラスト云フコトナリ」おほしくも「ハ課シクモナリ、重キ官ニ左遷セラル、トユヘ何トゾ詔ノ通リアヤマリナク勤ノ奉ラント心ニ思ヒ玉フナリ」笏さゝへして「ハサク支ヘシテト讀ムベシ、笏ヲ兩手ニ持テ拜シ玉フナリ、課シクハ我身ニ相應セシコトニ思召スナリ、前ノ右大臣ノトキハイミジクモ淺マシキマデトアリコト、ハ眞實ニ詔ヲ御受アル体ナリ。

ことしはしは、せのあらし波のたちもむくつけからんをつとめての春にかの府にまかるへきとの「彈正尹の心つかひあればそれをたこたりもつたなきやうなれどもことしはそのまゝもどのうつろひ所に立歸りて

今年トハ矢張り昌泰三年ニテ是ヨリ彈正尹ノ詞ナリ、しはせのあらし波のたちもむくつけからんを「ハ潮瀬ノ荒風モ波ノ起入向突カラシナリ、十一月十五日頃

ニへ海上ノアラキヲ察シ菅公ヲイタフル命ナリ、後按ニむくつけハ向衡ニテム
 キツクナリ、「つとめて」ハツ、ト見ヘルナリ、夜ノ明クルハ心悟リツ、ト見ヘルナ
 リ、故ニ夙夜ヲツトヨワト讀ムハ非ナリ、ツトメテヨワトヨムベシ、ツ、ト見ヘタ
 ル春トハ程ナキ明春ト云フコト昌泰四年ノ春ヲ云フ、彼府ニマカルベシトハ太
 宰府ニ罷越コトナリ、彈正尹ハ陽成帝ノ御子元利親王カ、三品彈正尹ナリ、後按ニ
 彈ハ糾ナリ勅ナリ文選ニ任防奏彈曹景文アリ、然レバ彈正ハ糾シ正スノ官ナリ
 「心つかひ」トハ仲野ノ故事ニ同シ唐ノ柳仲野爲京兆尹政號嚴明爲河南尹以寬惠
 爲政或言不類京師時仲野曰輦轂之下彈壓爲先郡邑之治惠愛爲本ト云ヘリ、彈壓
 トハ正鎮ナリ、輦轂之下ハキツバリトスルヲ先務トシ、筑紫左遷ノコトハ惠愛ヲ
 本トスト云意義ナリ考フベシ、又後按ニコノ彈正尹ハ菅公ノ師ナリ、孝光天皇ノ
 弟人康親王山科宮ハ法名法性坊ト云フコレヲ菅公ノ師トスベシ、それををこた
 りもつたなきやうなれどもトハ其詞ニ從ヒ油斷スルハ未熟ノ様ナレドモトナ
 リ、拙キハ神代紀ニ吾之怯矣トアリ、怯ハ今云フ臆病氣ノツクナリ、本ノ遷所ハ高
 辻ノ館ナリ。

春を待間の心ばへますらおの本意さへたるやうに棟梁のうつ
 はかくべき身ならぬこと心肝にもはらかましくぞ日數を送る
 ことよ年すでに臘をせめさてたきをへたるいたゞきの霜もこ
 りにはさけやらすなん

春ヲ待間ノ心映ハ常ニ頼有テ樂シク面白カラント待ニ此時ノ心映ハ一向サナ
 キヲ云フ「ますらを」ハ勝リ男也、和名抄ニ丈夫和名万須良乎トス「本意さへたる」ハ
 火言氣滅ナリ「棟梁のうつは」ハ松樹ニ比シテ凋ミ後レ春ヲ待間ニカケ玉フ意ナ
 リ、春ヲ松トカケテ棟梁ト云ヘリ、又舊事本紀ニ武内宿禰ヲ棟梁ノ臣ト云ヲコメ
 タリ、棟梁ノ器ハ大臣ノコトナリ、大臣ニカ、ルベキ身ナラス、逆モ我身ハ右大臣
 ノ位ニアルベキ身ナラズト謙遜ノ言葉ナリ、「心肝」ハ雄略記廿九丁ニ心府トアル
 ニ同ジ「はちかましく」ハ耻カマシクナリ、我心意ノ如クナラヌヲ耻ルナリ、必意他
 ヲ咎メヌ書方ナリ、年すでに臘をせめきてトハ俗人スラ歳晚ニ及ビヌレバ心中
 セハシキニ、マシテ來春ハ左遷ナレバ其日ノ迫リ來ルコ、ロナリ、「いたゞきの霜」
 ハ白髮ヲ云フナリ、外人ノ白髮ハ脱ケテ生ヘカハルコトモアルベシ、我愁多キニ

ハエフヘル白髪ハ、極寒ノ節ナレバ取ツケ置ソエルトナリ、李白カ白髪三千丈、
愁若個長ノ意ナリ、攝津國難波ノ天神ナリ、乃北野天神ト云フ三才ニ見ユ、誤テ筑
前那賀郡博多ノツナバ天神ト云フ、一夜白髪天神ト云フ、綱敷天神ト云ハ非ナリ
實ハ攝津一夜白髪ナリ、

さすらふる日もむ月の廿日と解状さたまりぬろこら家門のむ
ねくしからぬなにくれとつとふるもかしましくやはある帥
の正記など官符にそへて彈の忠もて來ぬ

左遷ノ日モ正月二十日ト定ルヨリ、今世ノ廿日正月ト云コト始マレルナルベシ、
攝津國ニテ骨正月ト云 火沸正月ナルベシ、そこら家門トハ近所ヤ一家一門ナ
リ、家ヨリ尾棟ニカケテむねくしからぬトハ急度旨ノ建ヌ人タチヲ云フ、なに
くれトハ何彼ノ轉ナリ、何彼ト云フ義ナリ、つたふるハ傳フルナリ添フ意コモレ
リ、何吳ト傳フルモかしましトハ何ヤカヤト言傳フルモヤカマシキコトナリ、
「帥の正記」トハ太宰府權帥ノ正記ナリ、大宰帥ノ治メ方ノ記録ナラン、「官符」ハ其官
ノ符節ナリ、「彈の忠」ハ彈正ノ亟ヲ云フ、後按ニ前ノ彈正尹ノコ、ロ使ノ意ヲ承ケ

タリ、忠トハ眞見ト讀ム、糺ス官ノ上ニ眞實見タル容子アルナリ、和名抄ニ彈正ノ
忠ヲ判官トス。

日ころたうとみける觀世音の西朱雀なる正像寺のかたはらに
たはするにふさかつのぬしして申奉れる九重の春をへたてし
さしもくさもゆるかひなく世をやつくさむどかへりこちなむ
日頃崇ケル觀出音ハ西朱雀ニアル正像寺ノ佛ナリト、此佛今ハ北野ノ宮ニ安置
シテ廟ハ本地十一面觀音ト定ノタル者ト知ラル、三才圖會ニ朝日寺ハ即本地觀
音堂ニテ社ノ西ニアリ、來雀ハ朱雀通ナリ、拾芥抄ニ寺町通リヲ朱雀ト云フ、故ニ
千本通ヲ西來雀ト云ヘリ、今千本通ト云フ、正像寺ハ三才圖會山列廿丁大悲山觀
音又戒光寺カ、按ニ正像寺ハ北野聖廟ノ社僧ト成リテ入リコミタル故ニ、其寺ハ
自ラ退轉シテ無クナリタルモノナリ、夫故ニ此記ニコノ寺號アレドモ今ノ皇都
ニ正像寺ト云寺ハ無キハツナリ、又按ニ正像寺ハ聖像寺ナリ、モト聖像ハ平野社
ヨリ移セリ、正ト聖ハ照審往來ナリ、今モ秋ノ芋莖祭ハ正像ノ昔ニヨレリ、又正像
ヲ訛ツテ正儀祭ト云フ、後按ニ正像寺ハ石像寺ノ訛寫ナルカ、音モ字モ相似タリ、

千本通五辻ノ北ニ在リテ家隆卿コヽニ住メリ、三才圖會山城下卷五十九丁ニ見ユ、傍ニ坐スルニトアルハ正像寺ノ脇堂ニマシマス觀音菩薩カ「ふさかつのぬし」房勝ノ主ナルベシ未詳「申たてまつれる」ハ真ニ歌ノ詞ト見ルモ宜ケレドモ實ハ歌ノ外ニ我眞實ノ意義ヲ申上玉フト見ルベシ「九重の」ハ爰ノ善ナリ、古の奈良の都の八重櫻今日九重に匂ひぬるかをト云モ同ジ意ナリ「はるをへだて」ハ春温ヲ隔テニナリ「さしもぐさ」ハ刺百草ナリ、去リシ然ヘ草ナリ、春ヲヘダテ去ル草故モユル甲斐ナキナリ、又地中ヨリサシ出ルナリ、又指艾ハ「サシモシラジナノ歌ヲ引コト、竹ノ節間ノ中ニ刺シモユル草ナリ、夫故破レヨノ中ニアランカキリハトヨメリ」た、頼め「タワミ」芽出スナリ「標茅原竹ノ杭ウツ茅原ナリ」ノ歌ニヨリ玉フカ「もゆるかひなく」ハ萌ル穎ナク葦牙ノ如シトナリ、又然ユル穎トヘ艾ノ芽張ルコトヲ云テ生タル神化無キコトヲ詠ミ玉ハリ「よをやつくさん」トハ節間ヲヤ盡サントナリ、筑紫ニ一生ヲ盡スヲ云フ、又節マデ届クヲ云フ「かへりこち」ハ返リ言ナリ、賽シニ玉フヲ云フ、神籠因ト云ヲ兼タリ、北野千本通ニ一夜ニ松生ルモコノ應ナリ崇ムベシ、三才圖會七十二ノ江州比良社ノ良種ニ神託アルコト。

かしこまりのあさましきことおほなく、傳らぬ第七の御子も
同し外さゝの罪にふしたまふて鞆かけたてまつると聞へしに
貧家の娘つかふまつりしことになき御不幸をかなしみ思ふに
むねをこらいたましく良陽か安座の倚子もゆかしうおもふよ
りぬ

「かしこまりのあさましきこと」ハ畏リノ淺眞布事ニテ、恐レ入りタル罪ノ眞實淺キコトナリ「おほなく」ハ大名々々ナリ、其大抵ノオホツナヲ云フ、又達成々々ナリ、人ニ逢ナリ々々ノ意又伊勢物語九十三丁ニアフナ々々トアルハ念頃ナル意合シテ其心ヲ知ベシ、傳らぬ」ハ傳ヘぬ」ノ誤ナルベシ、言ヒツタヘヌト云フコト、第七の御子」ハ敦實親王ナリ、外さゝの罪」ハ戸刺ノ罪ナリ、今ノ閉門ノ事ナリ、ふしたまふハ伏シ王フナリ、起上ラズ歎キニ沈ムノ意、鞆かけたてまつる」ハ罪アル人ノ固メニ弓ノ鞆ヲ掛ルコトナリ、貧家ノ嬢ハ菅家ノ姫ヲ云ヘリ、刈屋姫ハ敦實親王ニ事フト見ユ、三十一卷大成本紀バツニ宇多天皇ノ勅ナリトアリ、俗ニ齋世親王ト云ハ非カ」になき御不幸」ハ似ナキ御不幸ニテ似ルコトナキコトナリ、になきと

云フ言ハ伊勢物語下廿二丁オニ見ユ、むねをこらハ一ニ「むねたこう」に作る、神代紀高胸サキト云に同ジ、又親王ノコトヲ痛ミ奉ルユヘ、相公ノ身ノ上ヨリ其旨モ高クイタマシキナリト此説釋ナラズ、高フハタカウナレハタコウトハ書クベカラズ、此ハ矢張りソコラナリ、前文ニ近所家門ノ旨々シカラスト云ニ同ジク、宗人ノ者近所ノ者皆痛ムニ胸ノ邊ノ痛ムヲカケサセ王フナリ、良陽ハ人名ナルベシ未詳、倚子ハ一ニ倚子ニ作ル、和名抄ニユスト訓ム、安坐ノ倚子ナレバユカシク思ヒ玉フハヅナリ、ユカシクハ床ノ上ニ布クノ意アリ、又倚子ハ倚リカ、ル物ユヘ思ヒ倚リヌト言カケ玉フ詞ナリ、ト字ヲもとするハ訛寫ナリ。

からうしてむままでのひめむかへんと家門こそりていへはなみたしどもにものし神もたもともわいかたけらしさはいへとはたしてげふを離別の日となしなんとか

「からうして」ハ寄字ナリ、和名抄ニイラト讀ム、イラハスル意、又辛也、辛勞難儀シテト云コト、孫姫ハ刈屋姫ナリ、「むかへん」ハ迎ヘンナリ、敦實親王ノ家ヨリ菅相公ノ家ニムカヘルナリ、「家門こそりて」ハ一家一門皆ヤナリ、「しども」ハ伊勢物語下卷

廿八丁ニ見ユ、今云フシトヤヤナリ、「ものし」ハモヨシナリ、もよしヲものしと書誤レルナリ、「涙シト」ニモヨシトハ今云フ涙グム事、神もたもともわいかたけらし神モ袂モ分ケ難シナリ、涙ヲ拭フコト袖斗リニモアラズ袂斗リニモアラズ、袖ニテ拭フコトモアリ袂ニテ拭フコトモアリテ何レトモ分チハナキナリ、「さはいへ」ト雖然ニ非ズ然ハ言ヘドモナリ、果シテ今日ノ別レノ日ト成シナントノ心カサテヤ々情無キコト、ナリ。

まどしいかにそやかみしもくゆる象をものすへきならねども此いて立ことの本意やうかはれる旅にもよほさるゝもうつはものゝ拙き事おほひて空になむうたつことしはくすと孫元郷がいひためるをなん羈旅のすさみとして

今茲ハ昌泰四年辛酉ナリ、此年改元アリテ延喜元年ト云、「いかにそや」ハ答ル詞、くゆる「人ゆる」ノ誤ナランカ、人搖グハ君臣騒ギ動クナリ、上下ノ人ノユルヲ申スヘキニアラチドモ、トハ親王戸刺ノ罪ト右府ノ左遷トヲ云フ、此いて立つことの本意やうかはれる旅にもよほさるゝトハ行樂ノ旅ノ首途ニ事變ルヲ云フ、うつ

はのつたなき事おほひて「ハ器ノ拙キコト覆而ナリ、器量不才ナルユヘ言フベキ
 ヌ言ハズ其事ヲ覆ヒ隠スナリ、うたつハこたへノ誤ナルベシ、空になむこたへと
 しばくす」トハ空ニ應言數スナリ、餘所外ニ答言ヲシバヤヤスルナリ、人ノ問ニ
 外事ヲ返事スルナリ、宇多天皇法諱空理ト申ス、必竟法皇ニ對フルヲ云フ、空ニコ
 タヘルハ天ニ向ツテコタフルナリ、晋世殷浩免官毎ニ書空咄々ト云ニ同談ナリ、
 孫元郷ハ何人カ未詳、郷字卿ニアラヌカ不明、疑ラクハ菅公ノ孫ニテモトサトト
 讀ンカ、然ハ文時ノ兄弟カ又在躬ノ兄弟カ可考、いひためる「ヲトハ言タテ見エル
 ナリ言ヒ籠ルノ訛字ト見ルベカラジ、羈旅ノ羈字草書不明ノ字假ニウメタリ、
 既むつき廿日の寅四つはかりになんかどてせよとてかどのを
 さのつたなきらせめ来て出たつことよかりやひめ白太夫のぬ
 しを須磨といふところまでたつれなひなんあどにはそこく
 のものにつたふ

廿日ハ一本中ニ作ル非ナリ、廿ノ字草字中ト訛ルモノナリ、前文ニモ正月廿日ハ
 解狀定リヌトアシバ廿日ヲ是ナリトス、寅四つはかりハ宿四計ナリ、曉七半時ナ

リ「かどてせよ」ハ旅立スルコト首途ト書ク、吾門ヲ出ルコトナリ、門出セヨト云ヨ
 リ「かどのをさ」ト言カケ玉フナリ、看督長ハ今昔物語十七卷ノ註ニ、看督長者檢非
 違使別當附屬者也ト「つたなきら」ハ拙キ等ナリ、拙キ者伴トナリ、今卑下ノ詞ニ拙
 者ト云ハ是ナリ、苅屋姫ハ前ニカラフシテ迎ヘントアリイカニシテ來リ玉フツ
 此姫ト白太夫トツレ玉フハ大成本紀ノ面授口訣ノタメナリ、然ルユヘコノ記ノ
 カナメナリ、須磨ハ下ニ出ツ「あどにはそこく」の者につたふトハ御簾中ヲ始メ
 御一家御門人衆ニ御言傳アリシトナリ、白太夫ニハ増補本紀ヲ授ケ玉ヒ後ニ五
 十神宮ニヲサノタリ、尤眞ノ脱俗ノ御方ナレバ、離情別意ノヒツコキコトナク、ソ
 コヤヤニ別レノ御詞アリシトニモ聞ユ。

君が住む宿の木末をゆくくも

かくるゝまでにかえり見しはや

北野事跡ニ此歌ハ菅相公北ノ方ヘ贈ラルト云フ「君が住む宿」トハ按ニ都ノ西南
 吉祥院ノ里ヲ指ス、神社啓蒙三卷廿六丁公ノ簾中ハ吉祥女ト云フ、西園寺家ノ女
 ナリ、都ノ西南吉祥院里ニ住居シ玉フト見ニ、三才山城七丁ニ西園寺公經公ハ西

園寺ヲタツ、今金閣寺ノ處トアリ北野ニ近シ、今按ニ日本紀廿六卷九丁ニ吉祥ヲ
 キサト讀メリ尙ナラ道真卿ノ北方ヲキサ姫ト申セシ事考ベシ、願リ見シハヤト
 ハ願ミテ行ントノ意、ユカバヤミセバヤノヤノ如シ、吉祥天女ト云ニ此姫君ノ像
 アラン、昆沙門天女ト合ハスハコレニハアラジ、播州明石郡奥里庄ニ吉祥山多門
 寺アリコレ吉祥天女ト昆沙門ト並フモノカ三才圖會ニ見リ、
 古川ハ在下鳥羽西古薩摩守忠度モ狐川ヨリ引返シ五條三位俊成卿ノ家ヘ到リ
 歌ノコトヲ云フコトヲ考フベシ、西國遷謫人多自斯川乘舟出狐川菅神亦自吉祥
 院來此處乘舟時有故里乃杜乃木末遠行々茂加具留々麻底爾眺社也禮之詠歌依
 之此處杜稱見返杜雍州符志曰見返杜在西岡古川邊菅神貶謫時出自吉祥院於斯
 處願故園樹梢而所詠歌也、三才圖會ニ吉祥院ハ唐橋近邊ニアリト、唐橋ハ北野紙
 屋川ノ末ニ架レリ、今菅家ニ唐橋氏アリ、此處ニテ君ガ住ム宿トハ北ノ方ノ仁和
 寺ニ寛平法皇ノ住玉フヲ云フ、三才圖會仁和寺ノ下ヲ考見ルベシ、此下ノ立歸リ
 いつしみやこの春かすみノ歌ハ仁和寺ノ近邊ヘ立歸ラントノ意ナリ、其意ニテ
 此所ニテ仁和寺ノ邊ノ木末ヲ見返リ玉フナリ、君ハ北ノ方ヲ指スト云ヨリ御籬

中ニ贈ル歌ト云ナリ、其實ハ宇、多天皇ヲサスト心得ベシ、紙屋川ト云モ神見遺川
 ト云フ意ナリ、菅神ノ北ノ方ヲ見遣リ玉フ川ト云義ナリ、三才圖會七十二卷廿丁
 ニモ吉祥女ノコトアリ、寛平法皇行宮ハ今里村ニアリ法皇寺ト云フ、今ハ乙訓寺
 ト云フ、三才山州十五丁ニ見ユ、續日本紀二ノ十四丁ニ山背國乙訓郡ニ火雷神在
 リ云々、コレハ菅公巳前ノ神ナリ、攝洲島上郡上宮天神ノコト立歸リノ歌ニ引ク
 ベシ。

夫より淀川尻などいふ川瀬道にもたどりぬるともおもはぬ道
 におもひたつことをなんうろくすのあみのめもれぬ心はへな
 どくちにとなへぬ

淀ハ山城國紀伊郡淀河也、三才圖會云天滿宮在水垂社傍、水垂社ハ淀小橋近處ニ
 アリ、菅丞相左遷時自鳥羽乘舟著水垂岸其處名天神口トアリ、川尻ハ淀河ノ末ナ
 リ、淀ノ川瀬ノ水車ナド、鄙俗ニ言傳ルモ此等ニヨレリ、今ノ淀ト云フ城邑ハ本
 名ニヨリテ付タルモノナリ、本跡ハ與等姫ノ宮所ナリ、道にもたどりぬるとも思
 はぬ道トハ淀ヨリ狐ヲタシヲコシ佐太ヘ行間ハ道至テアシ、世道ナキユヘ無

道ニヒカル、ノ意、鱗ハ淀川尻ノエンゴナリ前、文ノソコヤ々ノ者ニツタフノ意ナリ、又始ノチヒロツコノイロクヅトイヘドモニカ、ル「あみのめもれぬる」トハ世ノ災難ヲノガレヤレウレシヤト云フコト。

さたの庄といふ所にてひるのかれいるしてなんやうやくみやこの山も見へすなりぬることくなくことしはくなり立歸りいつし都の春霞よしこのたひはへたてはつとも

佐太庄ハ菅公ノ御領地ナリ、凡庄ト云ハ田庄ト云テ遠方ノ知行所ナリ、其田地ヲ治メンタメニ別庄ヲ設ク、漢土ノ別業下ヤシキトハ少ク異ナレリ、此時ノ庄ハ即今ノ佐太天満宮是ナリ、後ハ郷トナレリ、和名抄ニ河内國茨田郡佐太郷トアリ、ひるのかれいるハ晝ノ餉ナリ、今云フ晝食ナリ、御下ヤシキナルユヘ其處ニ晝食ナサル、ナリ、俗ニ晝ノシタ、メヲ云フ、かれいるハ假得飯ナリ、或曰カイイヒハコガレイヒナリ、今ノ焼キ飯ナリト、やうやく「ヨク歎クマデハ菅公ニ近侍ノ人々ノ歎クナリ、必ズ御自身ノ歎キニヘアラジ、立歸リハ館ヲ含ム、いつしハ何日見ント云意ニテ都」トツツケ玉フ、春かすみよしトハ醍醐帝住吉へ幸ス住吉ト云フ

意ナリ此時己ニ明後年二月二十五日薨シ玉ヒテ再ビ都ニ神ト崇トマレ住吉クナラン、ヨシヤ此度ハ都ヲ隔テ、築紫ニ身ハ果ルトモト云フ意ナリ。

なみはやのくになにはやのうらをなむ今はなにはのみつなど
とわさめきておしゆるにそまらつこへる舟數いひしらすあま
たゝびなるに我のりうつらん舟にはせそうけうまんごはし
らせてものゝふまたひははるかになりて五手十手におしわけ
たり

浪速國浪速浦ハ神武ノコヲ兼タリ神武紀ニ見ヘテ予カ説ニハ伊豫讃岐ノ地名ト云フ、なにはのみつハ難波ノ御津ナリ、孝徳紀己來ノコト、倭麿ナトニ御津ノ松原ハ難波ノ近所ナリト云フ、とわさめきておしゆるに「ハ諺見來テ教ユルニナリ、上古ノ浪速郡浪速浦ト申スヲ今ハ難波ノ御津ト申ト世ニ言フコトハザメキテ、左右ヨリ菅公ニ教ヘ奉ルナリ、教ルト云ヨリ舟ヲ推シ揺ルニ取リテ、近所湊ヘル舟數トツツケ玉フ、いひしらす」トハ言ヒ知ラズニテ言語同斷ト云ニ同ジ、あまたたびハ數多度ニテ、前後伴廻リノ舟イタタビトナク入來ルヲ云フ、せそうハ原本

ニ軟障ト傍註ス此ハセハ^ハの轉さ^ハハ^ハノ轉トシテ軟障ト説クモノナリ又一本ニセヲ^ハトシ繳障トス然レドモ繳ハ繳蓋ナリキヌガサ雨ガサノコト繳障ハ和名抄服玩具ニ云屏繳ト云ニ同ジ軟障ハ和名抄七八卷屏障具ニ入レトモ是ニモアラシ又繳障ト云モア^ハシシセ^ハソ^ハ唯船倉ノコトナリ又船梢トモ又船障トモ見ルベシけうまん原本ニ幌慢トス非ナリ紫書ニハ凶幔ト填タリ豈凶幔ト云モノ別ニアランヤけうまんハ繳幔ナリ繳ハ纏ヲ云フ今ノ舟印ト幕トヲ云フナランハ^ハし^ハら^ハせて^ハ走^ハラ^ハセ^ハテ^ハナリ端知セテナリものゝふこたひハ^ハ武士此度ナリハ^ハる^ハか^ハになりて^ハ遙ニナリテナリ警固ノ武士今迄ト違フテ菅公ト程遠ク乗ルナリ實ハ菅公ヲ射殺サントセシコトナリコレヨリ舟ニ乗リ移リ玉フ所ヲウカ^ハウ^ハナリコ^ハタ^ハビ^ハ前ニモ射殺シ奉ラントセシナリ神武東征ノ故事ヲカネタリ菅家百首ニ武士ノ矢田野ニ生ルツク々々シ弓ト筆トヲ取合セタリ必竟舟ノ大ナルヲ云フ五手十手におしわけたりハ舟ノ櫓ヲ推シ分ルヲ云舟大ニシテ櫓ヲ推ス人多キナリ若江氏云五手十手ハ弓ニテ射殺サントスルナリ

武庫の浦にて雨雪にまじりて降よふたへぬるに四方の山かし

まの磯ども心あてやみをたどりぬ

前ノ武士ト云フ移リニ武庫トツケ玉フ武庫ハ攝津國武庫郡武庫郷ナリ今ハ兵庫ト云フ京ヨリ兵庫へ十八里和名抄ニ武庫郡津門郷アリ是レ武庫川ナリ三才圖會武州ノ下ニ津戸三郎爲守姓ハ菅原ナリト云フ雨雪にまじりて^ハ今云フミゾレナリ此頃ハミゾレノ名ナキユヘ此ノ如ク書玉フカ四方の山かしこの磯ども^ハ雪ニマガウテ四方ノ山モ彼所ノ磯モ辨ヘズトナリ四方ハ四面ナリ心あて^ハ推量ト注ス凡河内躬恒ノ歌ニテ知ルベシやみ^ハ二十日ノ夜ハ闇ナリ夜ニナルコトヲ心ノヤミト兼タル詞ナリたどり^ハ手取ナリ伊勢物語ニモ手取トカク闇ヲ手探ニスルコト

かりや姫おち例ならぬよしをものするに典藥の史生和氣の重民かものせし舟も跡につこひぬるをまねきてなん藥のおとまかなひてそのやまひつとめておふたりぬればわたつみの心はへとりぬるから歌をなんひとつふたつ朗詠して

心地例ナラヌハ心持平常ナラヌナリものするハ申告ルナリ典藥ノ史生ハ和名

抄ニ醫師一分ノ事アリ、和氣重民ハ清麿ノ後カ末考、何レ左遷ノ御身ナレハ御醫師ノ付タルニテ、君ヨリノアシラヒ丁寧ナルコトヲ考フベシ、ものせし舟トハ申告セシ舟リナ談話シタリケル舟ト云フ、跡字ハ紫書ニ「泌トカケリ、或ハ渚字カ、こどまかなひて」ハ事賄テナリ、特トク眞合マコト而ナリ、飲ミ玉フ藥ノイツヨリモ殊ニ能ク利キテ其病ツツト見ヘテ怠リスルナリ、船フネ暈故ニ頓ニヲコタリ玉フナラン、或云舟ヨヒナラバ下文浪山ヲフコシ杯ノ處ニアルベシ、つとめて「ハ其夜明テ廿一日ノ朝ナリ、漢語ニ疾ヲカメルト云コトアルニモ叶フナリ、海神ウミカミノ（海神ハ豊玉彦ナリ神代紀ニ見ユ）心ハニ意ノ字ナリ取ヌル詩ハ何ノ詩カ未詳「わだ」ハ輪田ノ岬ナリ、兵庫ノ南ニ出タル洲崎ヲ云フ、

ゆくあわち嶋もはるかに見わたさるゝにはやはしらせし舟も
須磨の關ちかうちかつけてなん

談路島ハ須磨ノ海ヨリ左方ニ見エルナリ、三才圖會云津名郡鮎原有天滿宮相傳神靈自太宰府歸洛時船著都志浦來鮎原暫時休息有腰掛石ト云フ、和名抄津名郡平安郷コレカ、神靈コヽヲ慕ヒ玉フハ此記ニモ見ユルユヘナリ、暫ク休息アリテ

安安ナリシユヘ鮎神アユカミヲ平安トウメタルカ、又三才圖會ニ都志浦觀音ハ菅神冠中ニヲサムルトコロト云ハやはしらせし舟ハ早走ラセシ舟ナリ京ヨリ須磨マデ十九里餘ナレバ急ク道ナリト云ハ非ナリ、爰ハ翌日ノ事ナリ、佐太ノ晝ノ餉トアルニテ道ノホト自分明ナリ、菅家百首ニ「深き夜も又なみをさくあはちがた月落ちてこそ海としらるれ」須磨關ハ攝津國八部郡須磨ナリ、武庫ヨリ一里餘アリ、倭魔ニ播磨境ニ松ト梅アリト云フ、按ニ菅公御自愛ノ植物ナレバ後人ノコヽニ植ルモノナルコト疑ナシ、朝ヨリ追風ニ任セテ早ク走ラセシ舟モ、陸近クヨセシハ浪高ク船危キ故ナリ、

浪山をおましくしらなどいふうろくづのおさもまゝにあらは
れぬべくおどろくしうかみなりてまつ此浦にとからうして
つくにいかりといふものをさへいつちとられてあやうきおと
たどふへなし爰につきぬる日ははや夕日西にかゝやくさしも
は侍らねともなみのひかりもはれゆくやうなればなにくれと
せしまゝに暮ちかうなりそまら上野の岡といふ所なにかしの

寺あるよしにてかねさへかへりて耳頭うれひをもよほせり

前句ノ末ニなんト云テ波トカケ玉フユヘ、難波ト云コトニナリテ妙文ナリ、浪山
をおこしトハ浪ノ荒立テ高クナルヲ云フ、漢土ニ大浪ヲ雪山ト云フ、晋代ノ人名
山濤ト云アリ此意ヲトリタルモノナリ、くぢらなをいふうつくづのおさトハ本
名勇名ト云テ、此時ハマダクジラト云フ名俗人ノミ稱ヘテ雅文ニ入ラザルユヘ、
クジラ杯云ト書キ玉フナリ、此記以後ハクジラノ名高ク成タルナラン、神武紀ニ
クチラトアルハ此モノ、コトニアラズ、敏達紀ニ鯨ノ舟ヲ覆スノ文アリ、昔ハイ
サナト讀タルナラン、爰に現れぬべくトハ鯨ノ現ル程ノ勢ニ浪ノ高ク激シキヲ
云フ、淡路島ノ近クニテ鯨ノ寄ル處ハ土佐國幡多郡ノ鯨野郷ナリ、其邊ヨリ此海
へ來ル様ニ思ハル、トナリ、今世モ土佐ハ鯨ヲ捕ルトコロタリ、をどろトハ大
轟々ヤナリ、かみなりトハ神鳴ナリ、天ノ神ノ怒リテ、鳴ヲ云フ、漢名雷ナリ、管公ノ靈
ノ雷ニ成ルト云フモ、コトヲ轉用スルニ似タリ、先此浦にと辛勞して著トト逆
モ難風ナレバ所詮センカタナシ、先々此浦へ舟ヲヨセント命チカラヤヤ磯近ク
ニ著ヲ云フ、兵庫ノ築島ナキ己前ハ難波ト云フ名空シカラズ、いかりトハ入懸ナリ、

水中ニ入リカ、リ在ナリ今モ舟ガカ、ルト云フ也此説非ナリ、其實ハ神武天皇
ノ頃ノ井光女ヲ岐女ト云ヨリ、船止メスルモノヲ井光ト云ナリ、此記ノ頃ニ碇ト
云名付ク故ニイカリト云モノト書キ玉フナリ、いつちとられてハ何道取レテナ
リ、ドコヘカ失ヒタルナリ、たどふへしトハ譬フベキ無キナリ、火々出見命ノ鈎失
ノ故事ヲカキタリ、爰につきぬる日ハ二十一日ナリ、二十日ニ京ヨリ須磨マデ十
九里餘來リ玉フテ、豈夕日ノ輝ク頃ニ須磨ノ浦へ來リ玉ハンヤ、思フベシ早夕日
西ニ輝ケトシモ侍ラテドモトハ二十一日ノ朝ヨリヤガテ夕日頃マデ、一所ニ舟
ノ有テ難風ノサマヲ書キ玉フナリ、なみのひかりもはれゆくやうなればハ波
ノ光モ晴レ行ク様ナレバナリ、荒島風ノ止ミ雨モ晴ルヤウニ波ノ様子ノ見ヘル
ヲ云フ、サレドモ何ヤ彼ヤトセシマ、ニ日暮近フナルユヘ舟出ヲ止メタルナリ、
成リニ鳴カチヲ含ム、上野ハ立野ノ誤カ、立野ハ播磨國ニテ室津ニ近シト此説非
ナリ、又雀ノ松原ノコトカ、此内ノ御影ノ森ト云ニ今モ天神ノ社アルナリ、又上牧
村ニ天満宮アリ、神社啓蒙ニ梶折天神ト云此等ノ説アシ、倭爾雅ニ攝津國八部
郡諏磨ノ上野ト見ユレバ、三才圖會ニ八部郡須磨ニ須磨寺アリ、上野山福祥寺ト

云フ、光孝天皇仁和二年文鏡上人ニ詔シテ寺院ヲ營ト云、矢張り上野岡ハ須磨ノ内トスベシ、何某ノ寺ハ勝尾寺カ、勝尾山ノ寺トモ彌勤寺トモ云フコレニハアラズ、總寺院ハ宇多天皇寛平二年二月四日ニ供養願主山蔭中納言建之トアリ是カ、鐘ハ晚鐘ナリ、イリアヒ告ルナリ、かねさへかへりてハ鍾冷カヘリテナリ、音ノ能ク聞ヘルナリ、波ノ光モ晴レ行ク様ナリト言フニ應ズ、是ハ舟ニ泊リ玉フ体ノ意ナリ、俗ニ菅公左遷ノ時河内國道明寺ニマシマス、姑ノ覺壽尼ノ方ヘ立ヨリ玉フト云ハ無キコト、見ヘタリ。

つとめてろまのせうかけたる橘季祐といふおのこまゝろさしから歌にありてやつかれがかゝるよまさまなる旅もかへてはさちあるまどなど作りめくに

波頭雁路霞、萬頃渡潺湲、争識播出澤、今宵辭雲仙、くちつからすしてあたへぬ

夙ハ正月二十二日ノ早朝ナリ、そのせうかけたる其所ノ祐ニテ上野邊ノ官人ナラン、祐一ニ丞ニ作ルかけたるを庄うけたるに作ル非ナリ空穂物語ニモ左大

辨かけて杯アルナリ、橘季祐ハ在列ノ子カ、橘在列ハ菅公ノ孫源英明ヲ師トス、又橘正通ハ源順ヲ師トス、尙ホ考フベシト云、をのこトハ菅公ヨリ下官ノ者ナレバ此ノ如ク書玉フナリ、男ト云コト上ニ見ユ、こゝろさしトハ心指ナリ、學問最中ニテ未ダ上達セザルユヘ此文アリ、唐歌ニ在テハ唐詩ノ風ヲ學ブトナリ、やつがれハ還釣枯ナリ、向エ神氣ヲヤリ、他ト釣り合フコト、枯レルノ意蓋卑下ノ詞ナリ、
「かゝるよこさまなる旅も」トハ行樂遊散ノ旅ナラヌヲ云フ、如此邪サマ成ル旅モナリ、
「かへてはさちあることなど」トハ却テハ幸アル事杯ニテ高位ノ御方ノ艱難ヲ面リニ身ニ受テ、國々ヲ經歷シ玉フト云フコト絶ヘテ無キコトナリ、故ニ若シ此事ヲ親切ニシテ、諸方ノコトヲ見聞キ玉フトキハ、拔群ノ心地開ケテ莫大ノ神妙ヲ悟リ得ルコト有リ、故ニヨコサマナル旅モ却テハ幸アルコト、詩ニ作リタルナリ、難中ヨリ幸魂ノ發起スル事ヲ云フナリ、めくトハ見來ルナリ、キツト右ノ意ニ違ナシトモ云ハズ、自ラ其様ニ聞ヘル様ニ詩意ニ表シ見來ルナリ、夫故菅公其心ヲ感シテ五言絶句ノ詩ヲ賜フ、波頭ハ安倍仲磨カ歌ニ「青海原ふりさけみれば微かなる」ノ意ニ同ク、又渡口遊船風靜出波頭、謠處日晴看ト云フ詩意ニ似タリ、波

ノ上ノ渺々漫々タルヲ打ナガメ玉フ心情ヲ思ヒ量ルベシ、波頭ノ二字力アリテ見ヘタリ「雁路霞」ハ正月下旬ノ景ナレバ歸雁ト烟霞ヲ取合セ玉フ（前文ノ雁ノナキヲタリタル霧間ノ夕ノ句ニ似タリ）雁ハ故郷ノ音信ノ書ヲ贈ル故事アリ、最ト憐レナリ、霞ハ曉頃東ノ紅雲ヲ指ス、此時モ早朝ナリ、殊ニ紅霞ハ東方京都ニ當テ棚引ク故ニ故郷ヲ慕フ心親切ナリ（前ノ春霞ノ歌ノ意アリ）殊ニ其紅霞ニ背イテ西國ヘ降り玉フ恨甚シ、夫モ程近キ處カ、萬頃ノ潺湲ヲ渡テ遙々ノ西國ヘ左遷シ玉フコトナリ、「播」ハ播磨國ヲ指ス、今モ畧稱ニ播洲ト云フ「出澤」ハ室津ナリ全ク書キ誤ナリ、倭鹿ニ播洲室津ハ賀古川ト云フ驛ノ坤位ナリト、此説アシ、室津ハ楫保郡ニテ飾磨ト赤穂トノ間ニアル大ナル湊ナリ、室驛ノ誤ナリ、續日本紀十二卷ニ大室驛アリコレナルベシ、「雲仙」ハ橘季祐ノ才徳ヲ譽稱ヘ玉フナリ、今宵「廿二日ノ夜ナリ、曉ヨリ夜ニ入ルマデ見送り奉ルナリ、故ニ波頭雁路霞萬頃渡潺湲ノ情景イカバカリ悲歎ナレドモ、雲仙ナル季祐ト物語シ、旅ノ愁苦ヲ聊カ忘レシニ、爭カ播洲ノ室津ニテ今霄其雲仙ニ別レヲナサントハ識ラザナシトナリ、須磨浦ヨリ播磨國楫保郡室津マデ凡二十里アレバ一日ノ船路ナリ、故ニ朝霞ヲ云テ今

霽辭セシトハ作り玉フ「くちすからすしてあたへぬ」ハ詩ヲ紙ニ書ズ口ニ斗リトナヘルコトナリ、此ヲ口詩ト云フナリ。

空のけしきもはれぬれはすてにあらうみのよそひきはまれはかりや姫をなんめのとる右衛門のさくはんにもものしてみやあまてかちよりおくり返しぬさだめなき身ふたゝびのたいめんはかりかたさかさつけぬへきに筆みしかければもらしぬ。

空ノ氣色モ晴レヌレバトテ、昨日ノ雷電風波モ靜マルヲ云フ「すてにあらそみのよそひきはまれは」ハ荒海ノ勢ヒ極マレバナリ、播磨洋ノ荒キヤウスノキハマルナリト云フ説アシ、「よそひ」ハ艦ナリ、和名抄艦ハ不奈與會比トアリ、モハヤ荒海ノ舟用意相談定マルナリ、其ニテハ刈屋姫ハトテモ室津マテハ得舟ニ乗ルマジト思召テめのとる右衛門のさくはんにもものして都までかちよりおくり返しぬ「右衛門菅原實記ニ衛門府主ヲ建部源藏ト云フ、さくはんハ紫書ニ志トス左官ナリ、都マデ徒行ヨリ送り返シヌトテ此ヨリ「荒海ナレバ姫ヲ連レテ陸路ヲ行キ、歸ルベシト命セラル、ナリ、御寵愛深キ姫君ニ別レ玉フ御情意ヲ推シ量リ奉ル

ベシ「さためなき身」へ定メナキ身ナリ、筑紫太宰府ノ帥ニ成リ玉フ上ニモ御身イ
 カニナラント歎ノ情至テ悲シ「ふたゝひのたいめんはかりがたさ」トハ再ビノ對
 面計リ難キナリ、此二句ハ此記ノ骨子ナリト知ルベシ「立かへりいつしみやこの
 春かすみよし此度はへたてはつとも」ノコ、ロヲ含メリ、神武帝ノ西國ヨリ東上
 シ玉フノ意アリ「かきつけぬべきに筆みしかければ」トハ言葉ヲ書キ出スコトノ
 短キコト、即チ首詞^{マラコトス}ナキコトナリ、必竟古實^{イデ}出ノ短キト云フコト「もらしぬ」ハ漏シ
 スナリ、長文ニ書ヌユヘ書キ漏シタルト云フ、刈屋姫ニ大成本紀ノ口傳シテ敦實
 親王ニ遺シ玉フコト、白太夫ニモ傳ヘテ五十神宮ニ増補本紀ヲノコシ玉フコト、
 僅ニ都ヨリ須磨マデノ間ニテ傳授ミナ々々スミタルコト、暫ク内ニ明ラカニ成
 タルヲ推量ルベシ。

此末ノ二三句ニテ千萬ノ餘情ヲ内ニ含蓄セリ、誠ニ殊勝ノ妙文ナラズヤ、今其ア
 ラマシヲ考ヘテ後日ノ熟覽ニ便リスト云爾。

此記ハ天神七代ノ諸冊二神ヨリ以下ニ擬シテ、火々出見尊御時豐玉姫ノ龜ニ乗
 リ玉フコトニ比シテ卷ヲ終フ、即チ須磨ハ駿馬ニテ舟ノコトナリ、第五葺不合尊

ハ筑紫ニ至リ玉ヒテ、御子神武ハ西國ヨリ又都ノ方へ上リ玉ヘリ、是乃チ北野聖
 廟出來ルト同シ事ナリ。

須磨記註解

終

12/35

明治三十五年二月五日印刷
明治三十五年二月十日發行



著作者

發行者兼

印刷者

發行所

印刷所

賣捌所

定價 金貳拾五錢

故岩 田 友 晴

東京府南葛飾郡大島町字中之
郷出村卅七番地

宮 地 又 太 郎

東京市日本橋區北島町二丁目
七番地

加 々 爪 睦 平

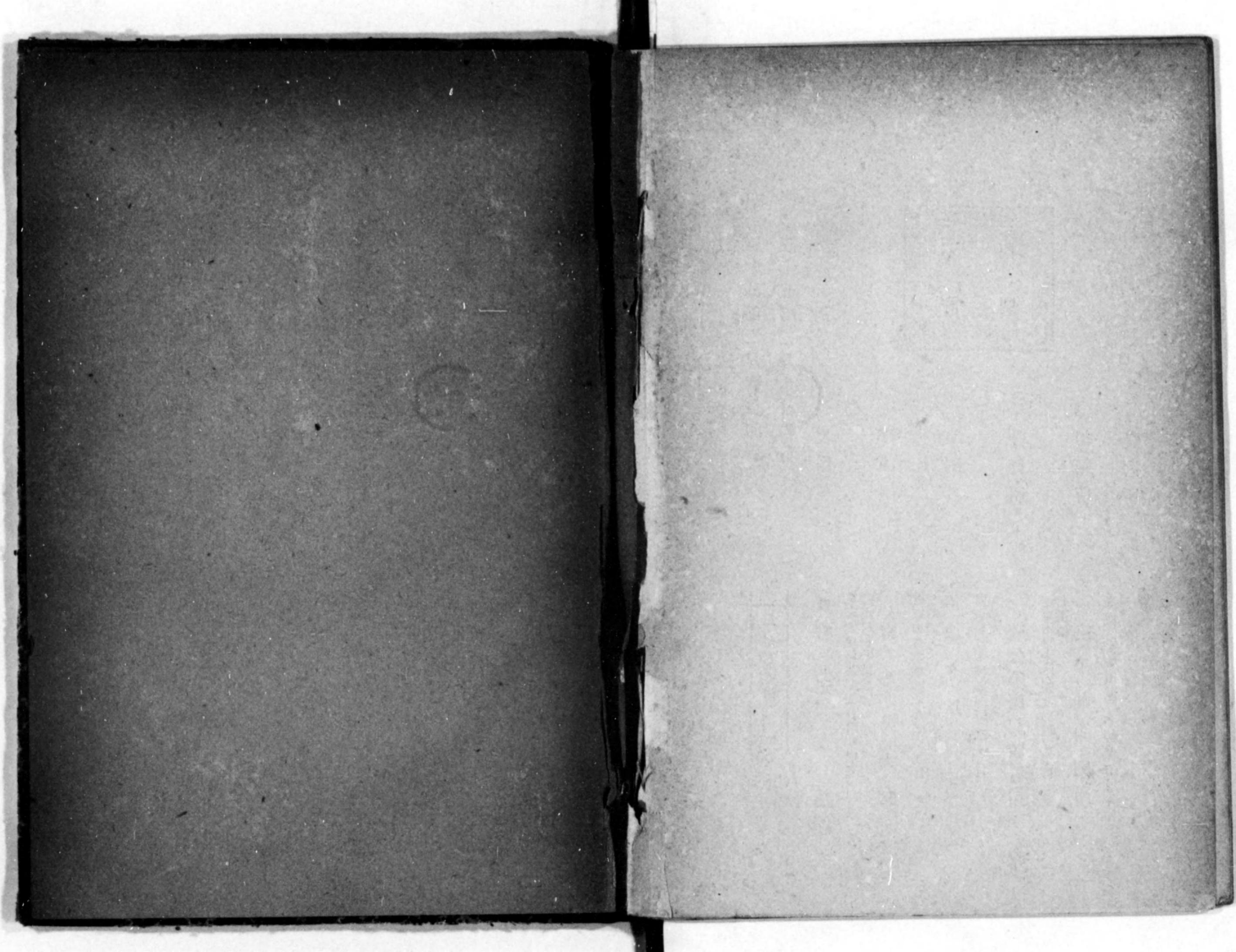
東京市日本橋區濱町二丁目
九番地

菅公須磨記發行所

東京市日本橋區北島町二丁目
七番地

庚子社印刷所

東京市神田區表神保町
東京 堂



92
100

